

第4期
あまがさきし地域福祉計画
(資料編)

令和4年3月
尼崎市健康福祉局福祉部福祉課

【目次】

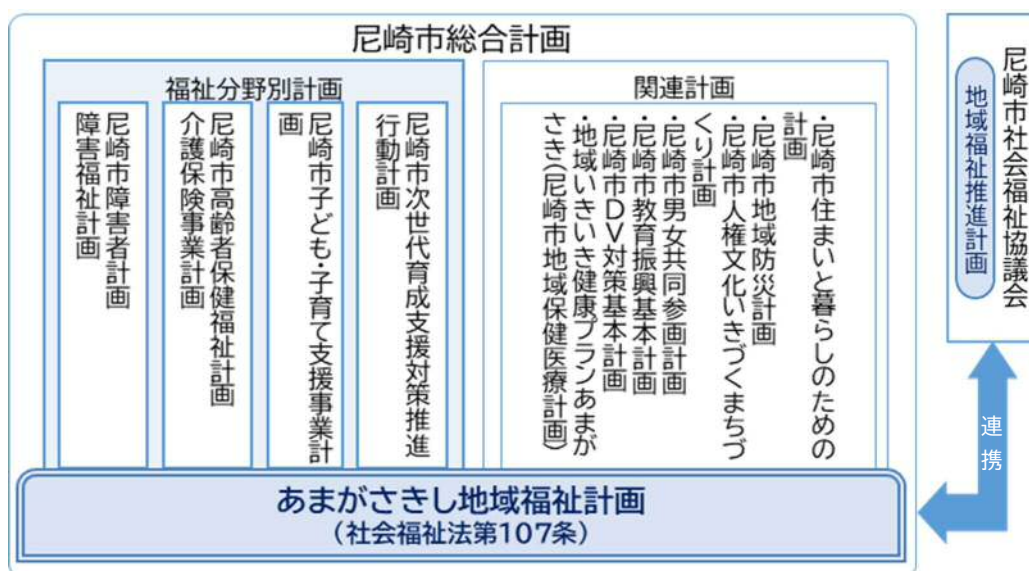
I. 地域福祉計画について(本編 P16).....	4
1. 計画の位置づけ	4
2. 計画の期間と関連計画との進行スケジュール	5
II. この計画で目指すこと(本編 P2)	6
1. 基本理念	6
2. 基本目標.....	6
(1) 基本目標1 「ささえあい」を育む人づくり	6
(2) 基本目2 多様な主体の参画と協働による地域づくり	6
(3) 基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	6
3. 計画に関連する法令等.....	7
III. 統計等からみる尼崎市の地域福祉を取り巻く現状(本編 P3)	9
1. 人口の推移等.....	9
(1) 総人口の将来推計.....	9
(2) 人口構成の将来推計	9
(3) 世帯構成の推移.....	10
(4) 人口と世帯数等の推移	10
(5) 高齢者人口の推移	11
(6) 子どもの数の推移.....	11
2. 支援ニーズの状況	12
(1) 障害者手帳所持者数の推移	12
(2) 被保護人員等の推移	13
(3) 世帯累計別被保護世帯数の推移	13
(4) 生活困窮者自立支援制度の利用状況.....	14
3. 地域の担い手の状況	15
(1) 自治会等の状況(加入率と加入世帯数の推移)	15
(2) 民生児童委員の状況	15
(3) 保護司の状況.....	16
(4) 特定非営利活動法人の状況(累計)	16
4. 市民等意識調査から見える尼崎市の課題と可能性.....	17
(1) 地域との関わりの状況について	18
(2) 地域共生社会の実現に向けたまちづくりと地域福祉活動の推進.....	19
(3) 成年後見制度利用促進や再犯防止推進.....	20
(4) 分野横断的な包括的支援体制の推進.....	21
IV. 第3期あまがさきし地域福祉計画の成果と課題等(本編 P2～3)	23
1. 第3期計画の成果と課題	23
2. 計画策定における委員意見等	28

V. 計画の取組内容と方向性について(本編 P6～13)	33
VI. 各取組の補足資料について	35
1. 重層的支援の推進について(本編 P4～5、P10)	35
(1) 重層的支援体制整備事業とは	35
(2) 重層的支援体制整備事業における各種事業について	35
(3) 尼崎市の「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制についての提言(R3. 3)	36
2. 再犯防止の推進について(本編 P4～5、P10)	37
(1) 再犯防止における福祉施策との連携の現状と課題(概略)	37
(2) 再犯防止推進に向けた取組イメージ	37
(3) 尼崎市の再犯防止に関連する取組	38
(4) 更生保護関係団体及び関連支援機関	38
(5) 国の再犯防止推進計画の概要	39
(6) 再犯防止の取組に関する参考資料	40
3. 成年後見制度利用促進について(本編 P11)	41
4. 尼崎市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員の取組(本編 P3、P4～5)	42
2. 活動エリアごとの地域課題共有・解決ネットワーク(本編 P14)	43
VII. 計画の進捗評価(本編 P13)	44
1. 点検評価の考え方	44
2. 目標等一覧(本編 P6～13)	45
VIII. 計画策定の経過等(本編 P3)	46
1. 委員名簿	46
(1) 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会委員名簿	46
(2) 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会計画策定部会委員名簿	46
2. 審議経過	47
IX. 諮問及び答申	48
1. 諮問書	48
2. 答申書	49
X. 用語集	50

I. 地域福祉計画について(本編 P16)

- あまがさきし地域福祉計画は社会福祉法第 107 条に基づく計画で、同法第 106 条の 5 に基づく重層的支援体制整備事業実施計画も内包しています。
- また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条及び再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく計画を内包しています。
- この計画は、福祉分野の各計画に共通する理念を整理し、福祉施策間の連携を進める役割を果たすとともに、他の健康・医療、防災等の生活に関連するさまざまな計画と福祉分野の計画との連携を図る計画です。
- 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が当事者、住民、関係機関、関係団体等の民間の具体的な活動・行動計画として策定する「地域福祉推進計画」と連携して取り組みます。

1. 計画の位置づけ



- 社会福祉法
第 106 条の 5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106 条の 3 第 2 項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めるものとする。
第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律
第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 再犯の防止等の推進に関する法律
第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2. 計画の期間と関連計画との進行スケジュール

- 本計画の実施期間は、令和4年度からの5年間とし、3年経過後に計画の見直しに向けた検討を行うことを基本とします。
- なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合や、総合計画に大きな変更が生じたりした場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
尼崎市総合計画	まちづくり構想（H25～R4年度）		まちづくり構想（R5～R14年度）			
	まちづくり基本計画 後期計画 （H30～R4年度）		まちづくり基本計画（R5～R14年度）			
あまがさき地域福祉計画	第3期 （H29～R3年度）	第4期（R4～R8年度）				
尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第8期（R3～R5年度）			第9期（R6～R8年度）		
尼崎市障害者計画・障害福祉計画	第4期（R3～R8年度）					
	第6期（R3～R5年度）			第7期（R6～R8年度）		
尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画	第4期（R2～R6年度）				第5期（R7年度～）	
尼崎市子ども・子育て支援事業計画	第2期（R2～R6年度）				第3期（R7年度～）	
尼崎市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画	第2次（H30～R4年度）		第3次（R5年度～）			
地域いきいき健康プランあまがさき（尼崎市地域保健医療計画）	第3次（H30～R4年度）		第4次（R5年度～）			
尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画	（R3年～R12年度）					
尼崎市男女共同参画計画	第3次 （H29～R3年度）	第4次（R4年度～）				
尼崎市住まいと暮らしのための計画	（R3年～R12年度）					
尼崎市教育振興基本計画	（R2～R6年度）					
尼崎市地域防災計画	必要に応じて随時改定					
尼崎市社会福祉協議会						
地域福祉推進計画	第4期 （H29～R3年度）	第5期（R4～R8年度）				

II. この計画で目指すこと(本編 P2)

1. 基本理念

互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に“ともにいきる”まち あまがさき

構成要素	構成要素に内包する意味等		キーワード
互いに尊重し	全ての人々が、尊厳と自由が保障される（市民の福祉に関する条例）とともに互いに多様性を認め合う（人権文化いきづつまちづくり条例）ことを意味しています。	自治のまちづくり条例の基本理念（第3条） (1) まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) まちづくりについて、知り、学び、及び関心を持つことにより、シチズンシップを高め、積極的にまちづくりに参画すること。 (3) 協働（立場又は特性の異なる多様な主体が、目的及び課題を共有するとともに、お互いを尊重し、対等な立場に立って、適切な役割及び責任の分担の下で連携することをいう。）の取組によって、一の主体だけでは解決することができない課題を解決することができるなどの相乗効果を発揮すること。 (4) 対話を重ねること及び合意に向けて努力を積み重ねることを、まちづくりへの参画及び協働によるまちづくりの基本とすること。	人権尊重 人格と個性の尊重 多様性
つながり ささえあい	本市に住み、本市で働き、集い、学び、活動する全ての人々が、互いに多様性を認め合い、つながりを持ち、支え合うこと（人権文化いきづつまちづくり条例）や連帯して生きていくこと（市民の福祉に関する条例）を意味しています。		市民自治と参画 社会的包摂 孤立防止
安全・安心に	所得、健康及び住宅が保障され、就労、教育及び社会参加の機会が確保されるなど市民としての生活の基礎的諸条件が整えられること（市民の福祉に関する条例）や、つながりささえあうことで、暮らしやすくと実感すること（人権文化いきづつまちづくり条例）を意味しています。		安全・安心
“ともにいきる” まち	市民の福祉は、自らの創意工夫と努力とによって高め、築き上げていくものであり、すべての市民が触れ合い、連帯して生きていくことのできる福祉社会を形成することによってこそ実現でき、未来に生きる市民にとっても大切なことです。（市民の福祉に関する条例）※「生きる」「活きる」のどちらでも解釈できるよう平仮名の「いきる」を使用しています。		持続可能性 地域共生社会

2. 基本目標

(1) 基本目標1 「ささえあい」を育む人づくり

- 地域福祉活動の担い手の不足などの課題に対し、世代に応じたさまざまな手法による福祉学習を推進し、学びを通じた「ささえあい」の意識を醸成することで、地域の課題を「我が事」として考え、行動する人材の育成、支援に取り組めます。
- 地域住民と連携して地域課題の解決に取り組む福祉専門職を育成、支援します。

(2) 基本目標2 多様な主体の参画と協働による地域づくり

- 地域住民や専門機関が地域課題について話し合い、その解決に協働して取り組むネットワークの構築により、さまざまな地域課題に対応した地域福祉活動の充実に取り組めます。
- 多様な見守り活動などを進めることにより住民同士の顔の見える関係を構築することで、孤立や排除を生み出さない地域づくりに取り組めます。

(3) 基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

- 地域で困りごとを抱え、支援を必要とする人を早期に発見し、受け止めることで、困りごとが深刻化することを防ぐとともに、その人に応じた適切な支援が受けられるよう、権利擁護を含めた公的な支援とともに、地域でのさまざまなささえあいの取組による重層的な支援に取り組めます。

3. 計画に関連する法令等

計画が依拠する「尼崎市民の福祉に関する条例（昭和58年）」抜粋

(前文)

すべて市民は、時代の推移にかかわらず、その所得、健康及び住宅が保障され、就労、教育及び社会参加の機会が確保されるなど市民としての生活の基礎的諸条件が整えられるとともに、自立と連帯の精神を自ら堅持することによって、生涯にわたり人間としての尊厳と自由が保障されるものである。

市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が自らの生活における責任と市民としての自覚を堅持することによって達成していくものである。

更に、市民の福祉は、自らの創意工夫と努力とによって高め、築きあげていくものであり、すべての市民が触れ合い、連帯して生きていくことのできる社会、すなわち福祉社会を形成することによってこそ実現できるものである。

このような認識の上に立つて、市と市民が相携えて福祉社会の実現に努めることは、未来に生きる市民にとつても重要な課題であることを確認する。

ここに、すべての市民と力を合わせて福祉社会の実現を決意し、その基本となるこの条例を制定する。

(この条例の目的)

第1条 この条例は、市民福祉の基本目標並びに市民福祉の向上に果たすべき市、事業者及び市民の役割と責務とを明らかにするとともに、市民福祉に関する施策の基本となるべき事項を定め、もつて市民福祉の増進を図ることを目的とする。

(市民福祉の基本目標)

第2条 市民福祉は、社会的公正が確保されるとともに、個人の自主性が生かされ、生涯にわたり、快適な生活が実現されるものでなければならない。

第3条 すべて市民は、生涯のそれぞれの時期に応じて、人間としての尊厳にふさわしい生活が確保されなければならない。

2 すべて心身に障害のある市民は、日常生活及び社会生活において、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されなければならない。

3 すべて市民は、児童期にあつては、人間性豊かな安定した家庭と触れ合いのある地域社会において、心身ともに健全に育てられなければならない。

4 すべて市民は、青年期にあつては、社会の発展に寄与する中心的存在として、安定した勤労生活と充実した家庭生活が実現されなければならない。

5 すべて市民は、高齢期にあつては、家庭基盤の充実と地域社会における交流を通じて、生きがいのある生活が保障されなければならない。

計画に関連する本市の条例

□ 尼崎市自治のまちづくり条例(平成28年)

自治のまちづくり(※)の基本理念(「情報共有」「参画」「協働」「対話」)を定め、市民等の権利及び責務並びに市長等及び尼崎市議会の責務を明らかにするとともに、自治のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治のまちづくりを推進することを目的とした条例

※ 自らの意思及び責任により、自らが生活し又は活動している地域をはじめとして、本市を魅力的で暮らしやすいまちにしていく取組

□ 尼崎市民権文化いきづつまちづくり条例(令和2年)

人権文化いきづつまちづくり(※)に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権文化いきづつまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、人権文化いきづつまちづくりを推進することを目的とした条例
※ 人権文化が社会に浸透し、本市に住み、本市で働き、集い、学び活動する全ての人々が、互いに多様性を認め合い、つながりを持ち、支え合うことにより、暮らしやすいと実感することができるまちにしていく取組

社会福祉法(昭和26年法律第45号)抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）抜粋

（基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における

適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）抜粋

（基本理念）

第3条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は

利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の努力）

第7条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

III. 統計等からみる尼崎市の地域福祉を取り巻く現状(本編 P3)

1. 人口の推移等

(1) 総人口の将来推計

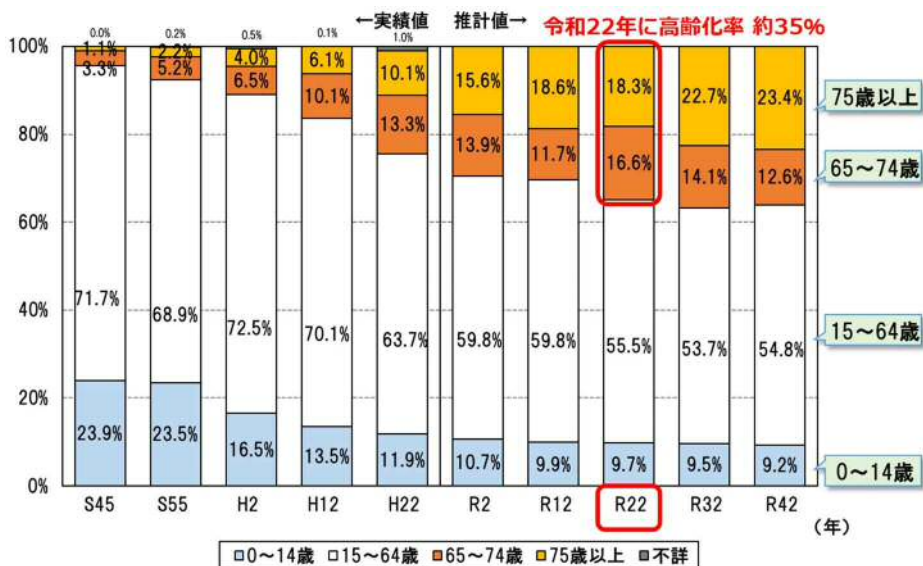
- 人口減少と少子化・高齢化は今後も進んでいきます。
- 令和 22(2040)年に人口は 41.6 万人(△約 3 万人(2020 年比較))に、令和 42(2060)年に人口は 36.7 万人(△約 8 万人(同))に減少する見込みです。



出典:実績値は総務省「国勢調査報告」、推計値は兵庫県「将来推計人口」(R1 年 11 月公表)

(2) 人口構成の将来推計

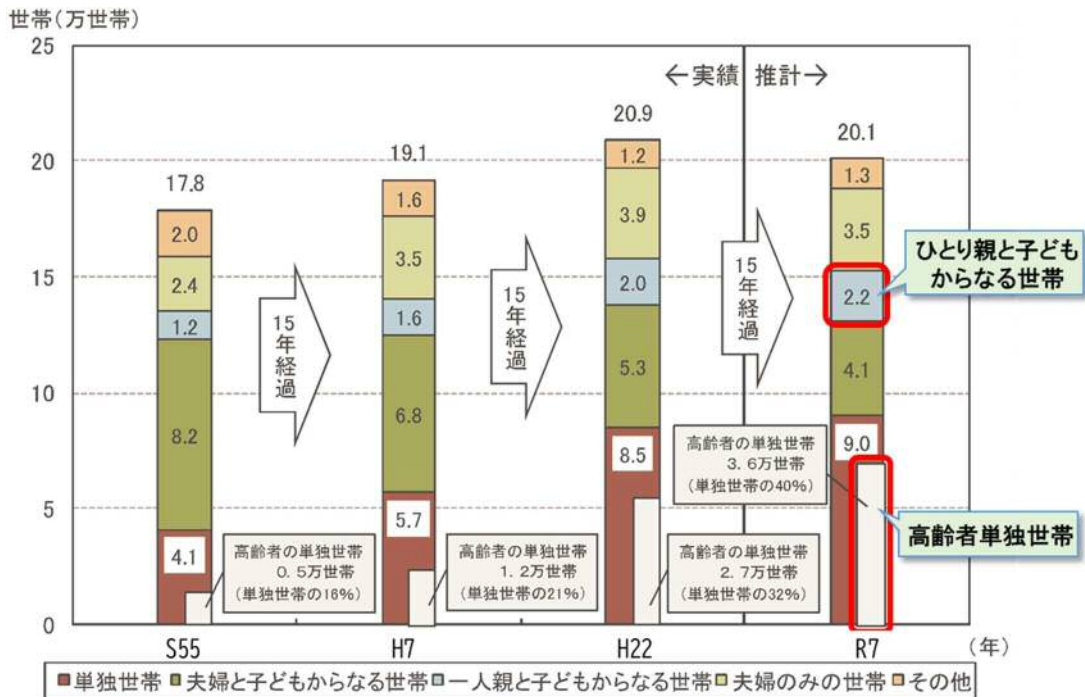
- 令和 22(2040)年に 65 歳以上の高齢者が占める比率は約 35%(約 3 人に 1 人)となり、75 歳以上が総人口の2割弱を占める見込みです。
- 以降、75 歳以上の後期高齢者が、65 歳から 74 歳までの前期高齢者を大きく上回る状態が続きます。



出典:実績値は総務省「国勢調査報告」、推計値は兵庫県「将来推計人口」(R1 年 11 月公表)

(3) 世帯構成の推移

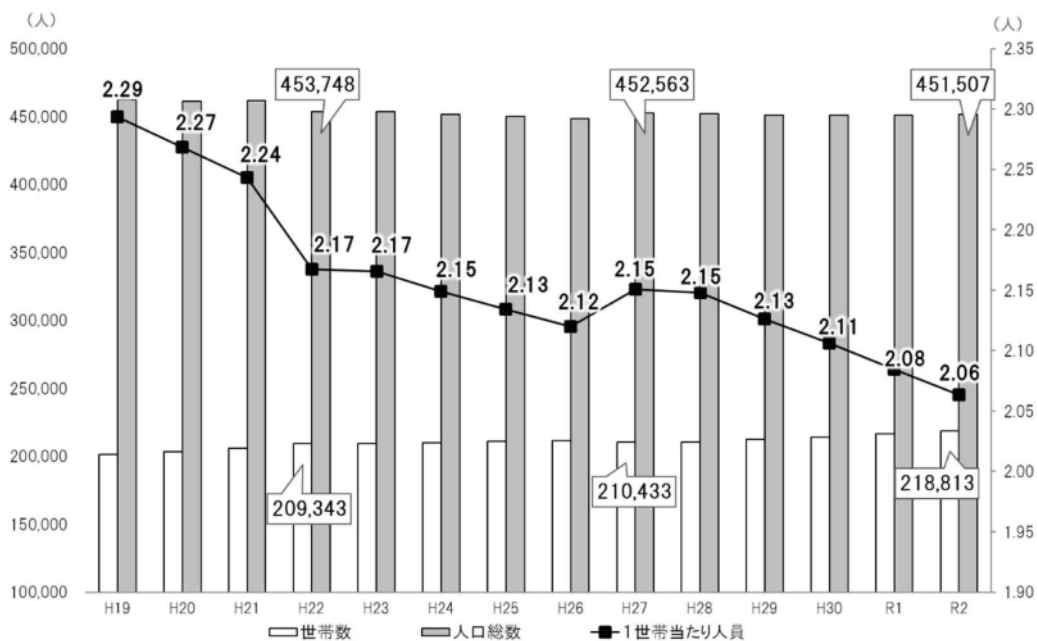
- 今後も、「単独世帯」や「ひとり親と子どもからなる世帯」は増加することが見込まれています。
- 単独世帯においては、「65歳以上の高齢者の単独世帯」の比率が増加する見込みです。



資料: 尼崎市「尼崎市総合計画ひと咲きまち咲きあまがさき 2013-2022」

(4) 人口と世帯数等の推移

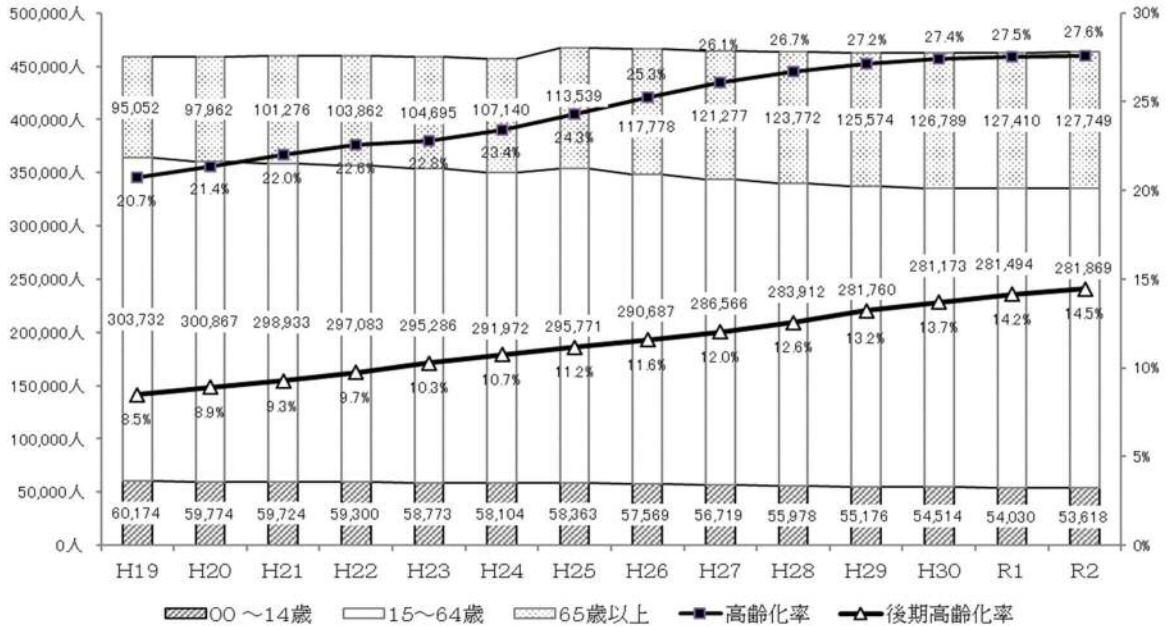
- 人口総数の減少に対し世帯数が増加しているため、1世帯あたりの人員は減少しています。



資料: 尼崎市情報統計担当資料

(5) 高齢者人口の推移

- 高齢者人口は、平成23年の104,695人から、令和2年には127,749人と、10年間で23,054人増加しています。
- 65歳以上の高齢者人口割合(高齢化率)も、平成23年の22.8%から、令和2年には27.6%と10年間で4.8%上昇、75歳以上の後期高齢者の割合は令和2年で14.5%となっています。

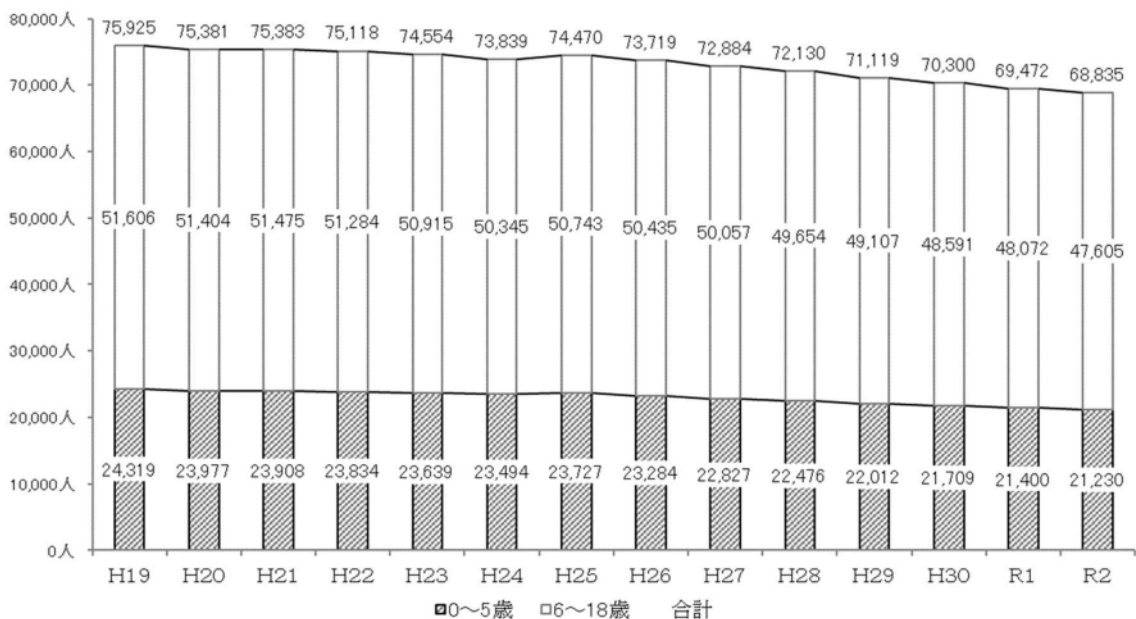


資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

※H25年度以降は外国人登録が廃止され、住民基本台帳に移行したことから、外国籍の方も含む。

(6) 子どもの数の推移

- 子どもの人口を就学前(0~5歳)と就学後(6~18歳)に区分して推移をみると、就学前人口、就学後人口ともに減少傾向にあります。



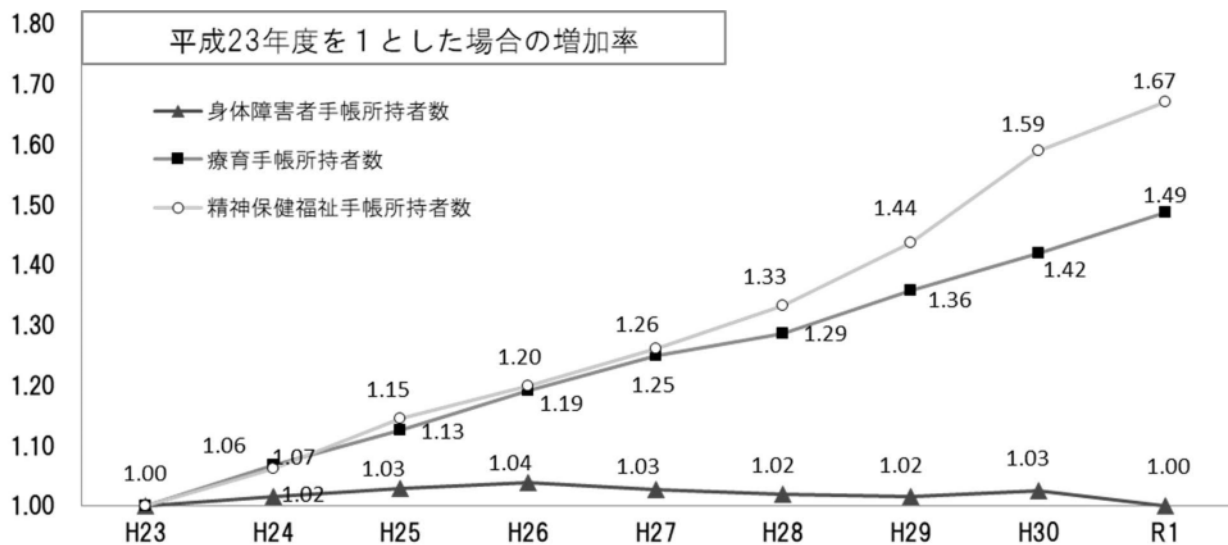
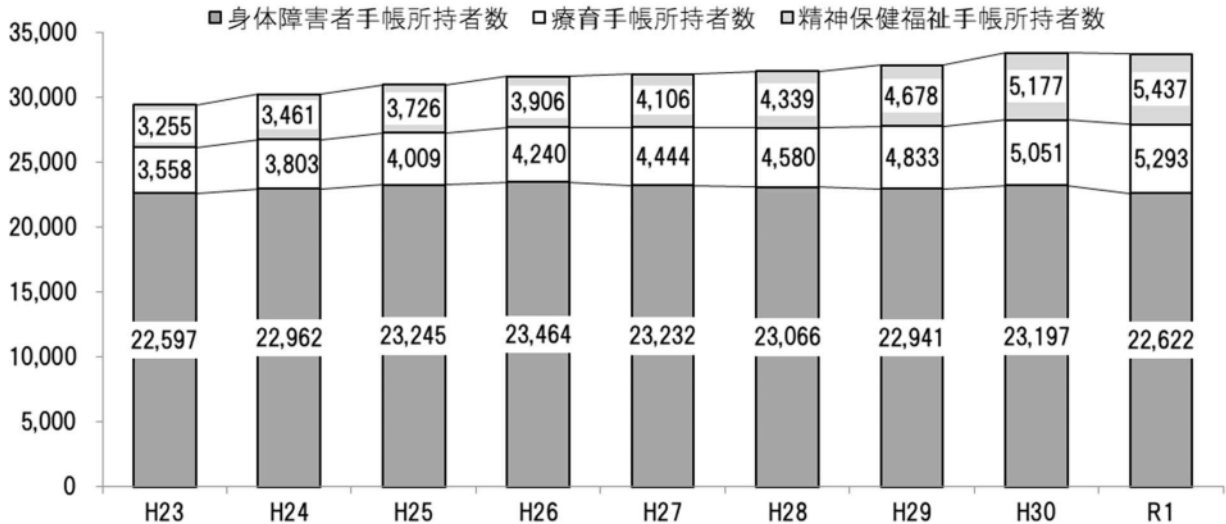
資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

※H25年度以降は外国人登録が廃止され、住民基本台帳に移行したことから、外国籍の方も含む。

2. 支援ニーズの状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

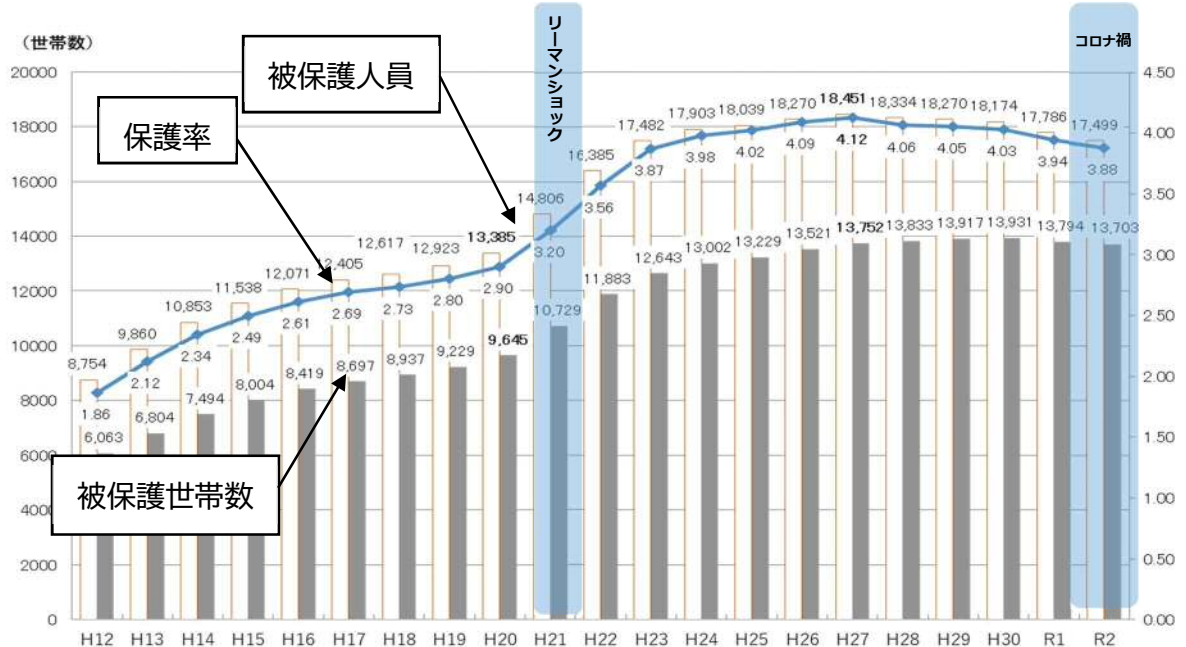
- 身体障害手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。
- 平成23年度と比べると、令和元年度には、精神保健福祉手帳所持者数が約1.67倍、療育手帳所持者数が約1.49倍に増加しています。



資料：障害福祉政策担当・疾病対策課

(2) 被保護人員等の推移

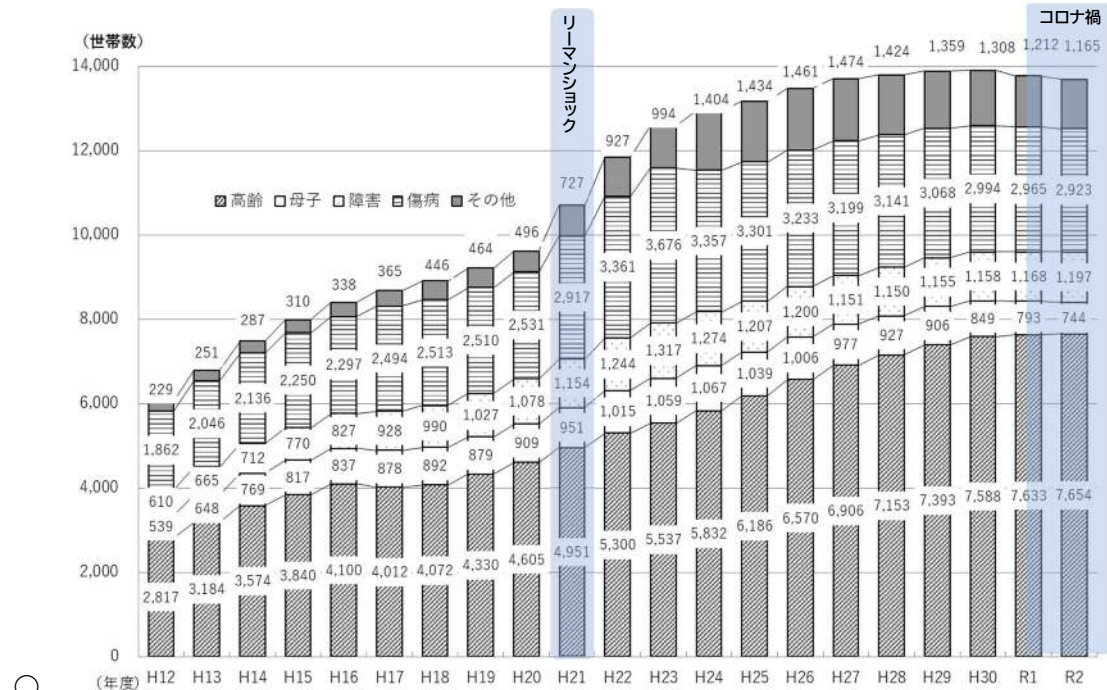
- 保護率については、リーマンショックの影響を受けて大幅に増加した後、平成 27 年頃からゆるやかに減少傾向にあります。
- 被保護人員についても、ゆるやかに減少していますが、一方で被保護世帯数はほぼ横ばいであることから、単身の保護世帯は増加していると考えられます。



資料：尼崎市南・北保健福祉管理課資料(R2)

(3) 世帯累計別被保護世帯数の推移

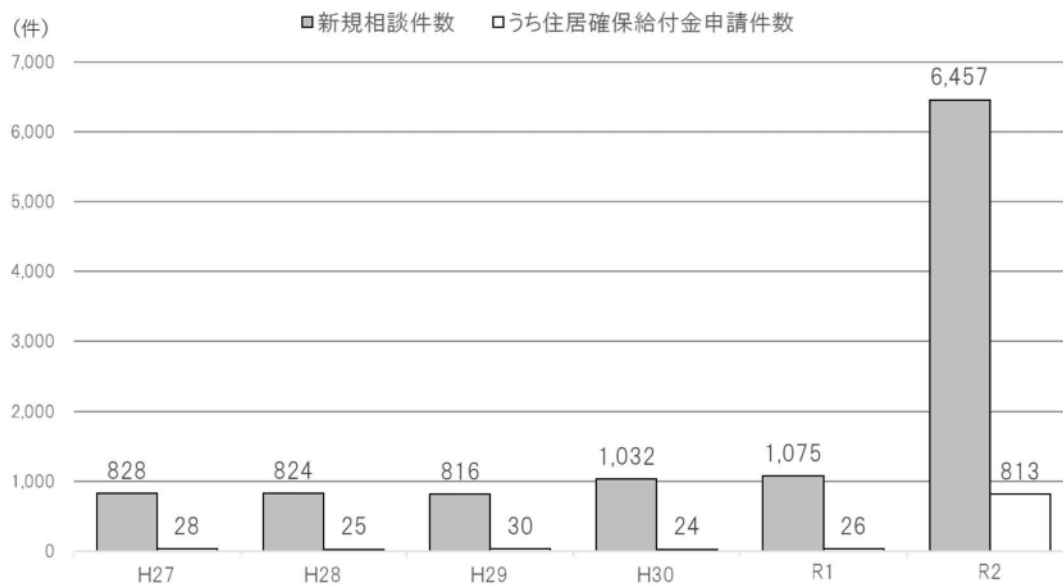
- 被保護世帯数全体に占める 65 歳以上の高齢者世帯は増加し続けています。



資料：尼崎市南・北保健福祉管理課資料(R2)

(4) 生活困窮者自立支援制度の利用状況

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新規相談件数は令和2年度に約6倍に急増しました。
- 住居確保給付金(一定の条件のもと家賃を支援する制度)についても、申請要件の緩和の影響もあり、令和2年度の申請件数は、前年度と比べて約30倍に急増しました。

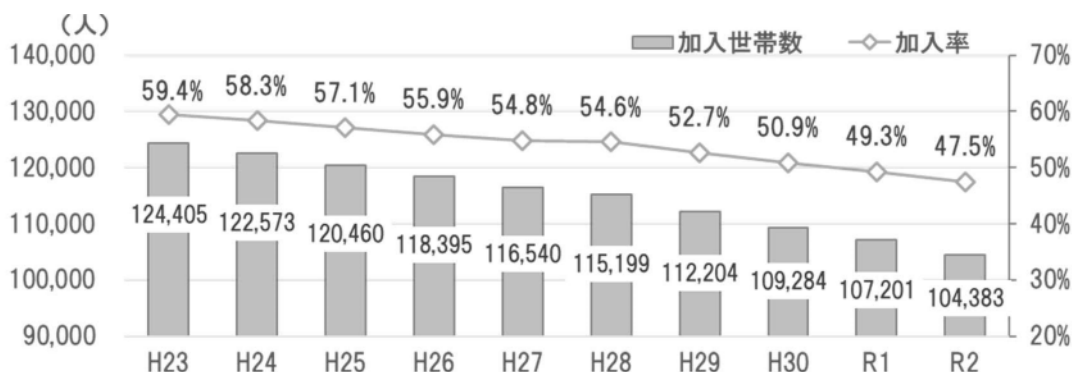


資料: 尼崎市南・北福祉相談支援課資料(R2)

3. 地域の担い手の状況

(1) 自治会等の状況(加入率と加入世帯数の推移)

- 尼崎市社会福祉協議会(自治会・町会)の加入率については、平成23年の59.4%から令和2年には47.5%と、10年間で11.9%減少しています。
- 加入世帯数についても、平成23年の124,405世帯から令和2年には104,383世帯と、10年間で20,022世帯減少しています。



年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
推計世帯数	209,409	210,222	211,080	211,786	212,765	211,178	212,950	214,858	217,387	219,735
加入世帯数	124,405	122,573	120,460	118,395	116,540	115,199	112,204	109,284	107,201	104,383
加入率	59.4%	58.3%	57.1%	55.9%	54.8%	54.6%	52.7%	50.9%	49.3%	47.5%

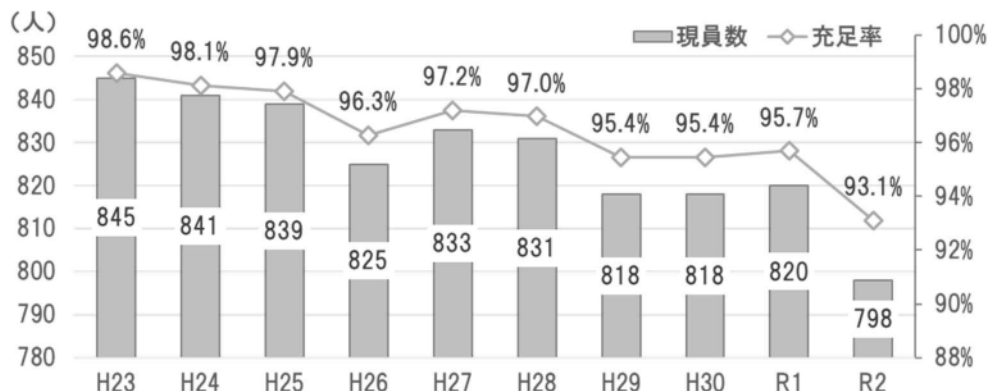
各年度4月1日現在

(参考)令和2年度 地区別の状況	令和2年4月1日現在						
	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	計
推計世帯数	27,005	35,408	24,704	51,801	35,011	45,806	219,735
加入世帯数	14,147	18,860	17,709	23,969	9,745	19,953	104,383
加入率	52.4%	53.3%	71.7%	46.3%	27.8%	43.6%	47.5%

資料：尼崎市社会福祉協議会資料(R2)

(2) 民生児童委員の状況

- 民生児童委員は、平成20年に定数が857人となって以降、少しずつ欠員が増えています。



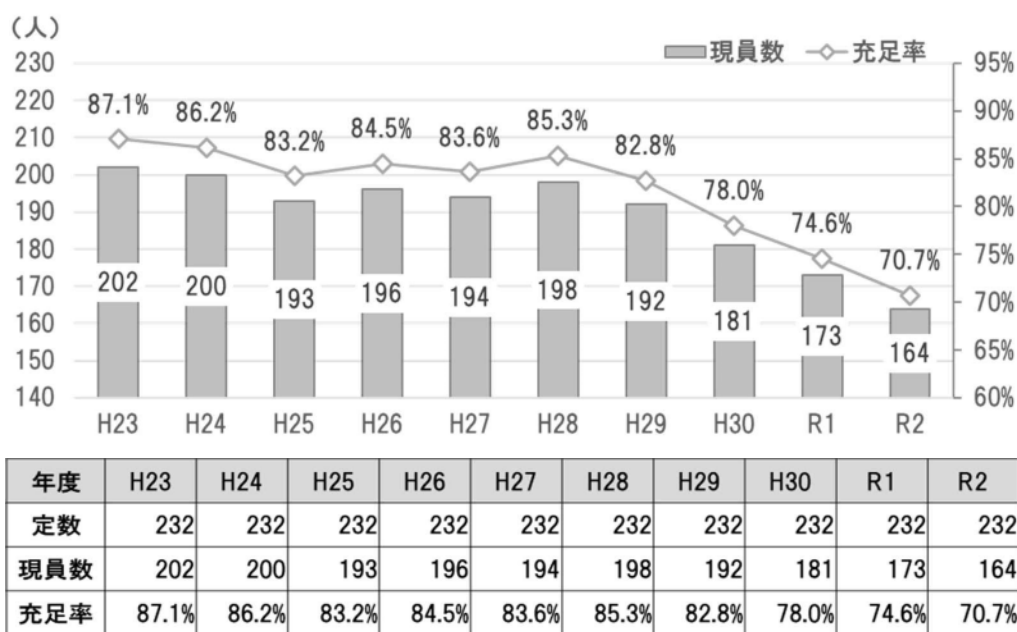
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
定数	857	857	857	857	857	857	857	857	857	857
現員数	845	841	839	825	833	831	818	818	820	798
充足率	98.6%	98.1%	97.9%	96.3%	97.2%	97.0%	95.4%	95.4%	95.7%	93.1%

各年度4月1日現在

資料：尼崎市社会福祉協議会資料(R2)

(3) 保護司の状況

- 保護司についても、定数 232 人に対して、令和 2 年で充足率は 70.7%となっており、年々欠員が増えていきます。

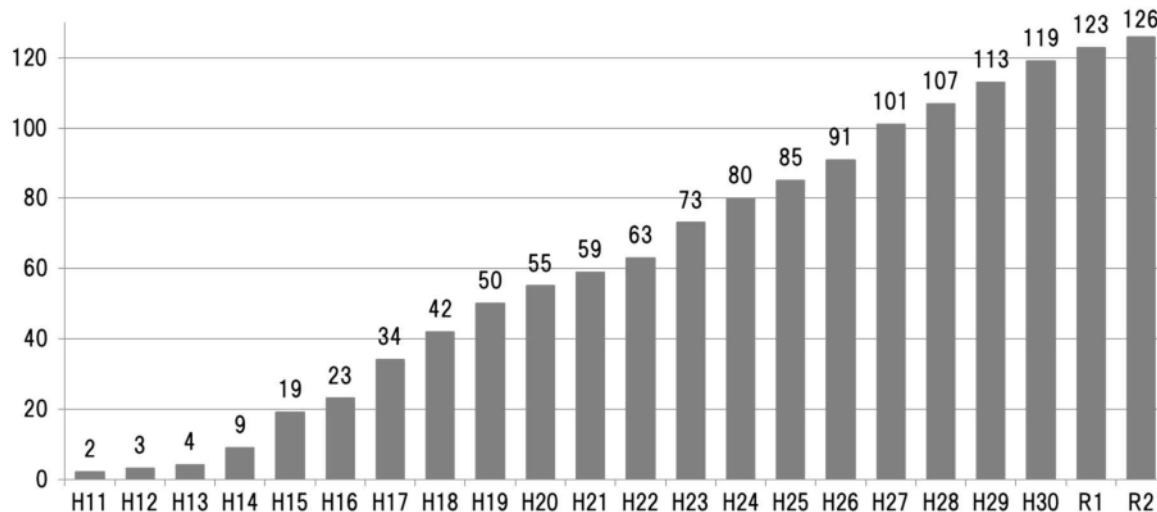


各年度2月1日現在

資料：尼崎市保護司会資料(R2)

(4) 特定非営利活動法人の状況(累計)

- 本市の特定非営利活動法人は毎年増え続けており、令和 2 年度時点で 126 の法人が認証を受けています。



認証年月日	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
法人数	2	1	1	5	10	4	11	8	8	5	4	4	10	7	5	6	10	6	6	6	4	3
法人数(累計)	2	3	4	9	19	23	34	42	50	55	59	63	73	80	85	91	101	107	113	119	123	126

県民ボランティア活動の広場「ひょうご NPO 法人情報公開サイト(<http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/v-hyogo/search/index.php>)より

4. 市民等意識調査から見える尼崎市の課題と可能性

- 誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して取組を進めてきた「あまがさきし地域福祉計画」の改定にあたり、市民や、地域福祉に関わる民生児童委員や保護司、各種事業所の地域福祉に関する現状や意見を把握するため、意識調査を行いました。
- 詳細については、「尼崎市の地域福祉に関するアンケート調査 調査結果報告書」をご参照ください。
https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si_kangae/si_keikaku/039keikaku/1026594.html
- なお、本項(2)~(4)において各グラフの上部に記載しているページ数は、上記報告書の該当ページを示す表記となっています。また、「SA」は単一回答を、「MA」は複数回答を表しています。

調査概要

調査の方法

	①市民	②民生児童委員	③保護司	④事業所
調査対象	尼崎市にお住まいの20歳以上の男女2,000人	尼崎市内の民生児童委員全員	尼崎市内の保護司全員	尼崎市内の福祉関連事業所
調査方法	地区別人口構成比に基づく無作為抽出による郵送配布 郵送・WEB回収	郵送配布、地区理事による回収	郵送配布-郵送回収	無作為抽出による郵送配布-郵送回収
調査期間	令和3年1月15日(金)～令和3年1月31日(日)			

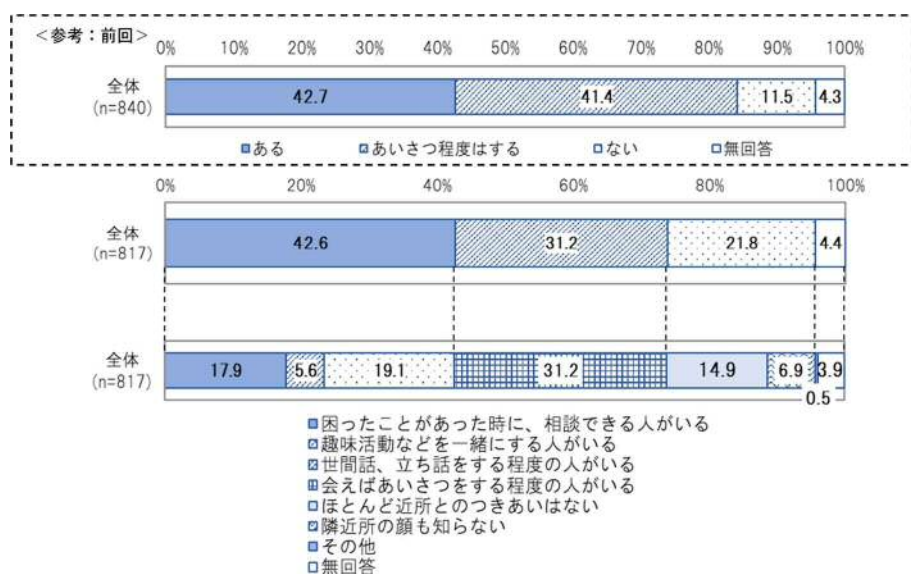
回収状況

	対象者数	返送数	有効発送数	有効回収数	有効回収率	H28有効回収率 (有効回収数/有効発送数)
①市民	2,000	11	1,989	817	41.1%	42.7% (840/1,966)
②民生児童委員	799	0	799	779	97.5%	77.3% (641/829)
③保護司	165	0	165	132	80.0%	-
④事業所	242	0	242	149	61.6%	62.8% (125/199)

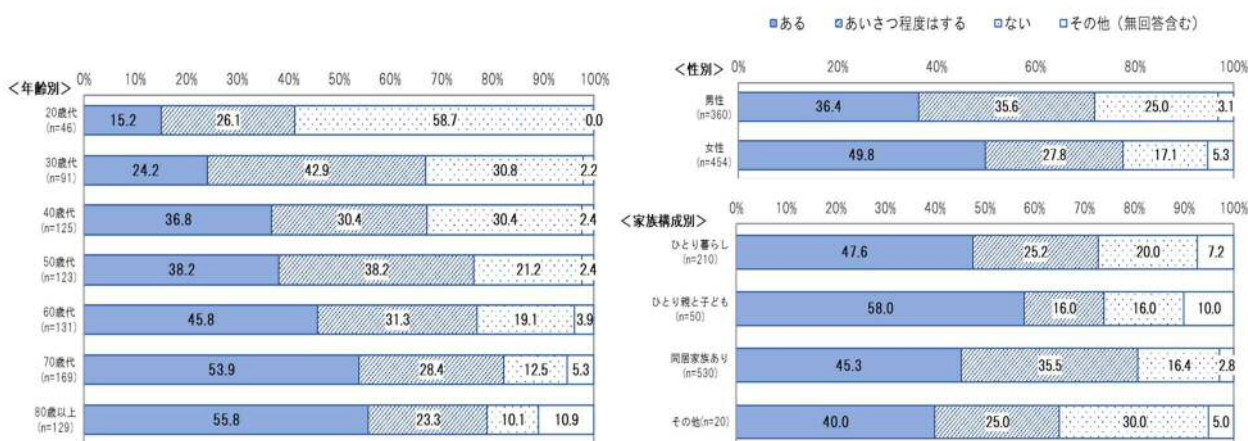
(1) 地域との関わりの状況について

【市民】あなたは身近な地域の人とどのような交流がありますか。

- 身近な地域の人との交流が「ある」人は4割強で、「会えばあいさつをする程度の人がいる」を含めると7割強の方が、身近な地域の人との交流があることがわかりました。
- 平成28年の前回調査と比較すると、身近な地域の人との交流が「ある」人の割合はほぼ同程度となっているものの、交流が「ない」人の割合が10.3%増加しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、地域のつながりの希薄化がより進んでいると考えられます。



- 年齢別にみると、年齢が上がるにつれて身近な地域の人との交流が「ある」人が増える一方、性別や家族構成別にみると、男性やひとり暮らしの方は交流が「ない」人が多い傾向がみられます。
- また、地域活動の担い手の高齢化が課題となっている中、次の担い手となりうる50歳代以下の層では、60歳以上の層と比べ、身近な地域の人との交流が「ある」人が少ないことがわかりました。

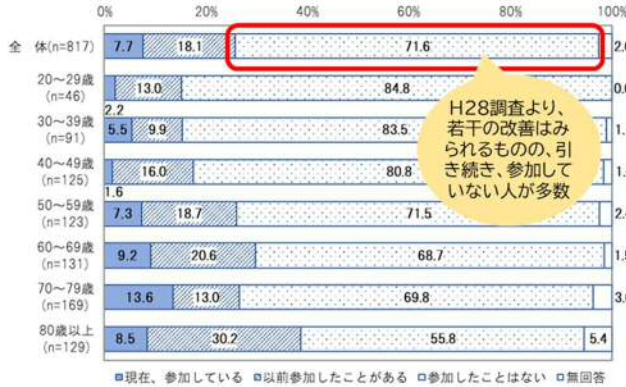


(2) 地域共生社会の実現に向けたまちづくりと地域福祉活動の推進

課題
1

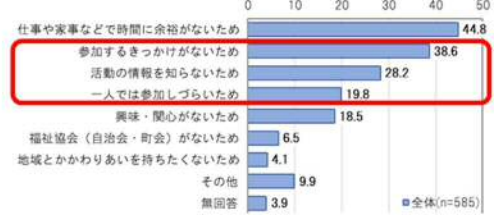
- 多様な活動が必要とされている。
- 「参加したい」でも、きっかけや情報が不足
- でも、ボランティア活動などの参加はもう一歩
- 参加しやすいエリアも年齢、地区で多様化

【市民】P16 地域の支え合いにつながる活動への参加(SA)



H28調査より、若干の改善はみられるものの、引き続き、参加していない人が多数

【市民】P20 活動に参加していない理由(MA)



【事業者】P159 活動に取り組んでいない理由(MA)



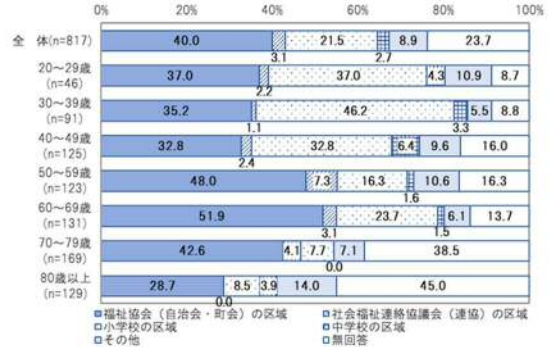
【市民】P30 地域の人が困り必要としている活動(MA)



単身高齢世帯の増加、核家族化等により、地域の見守りや支え合いが必要とされている結果に

地域の困りごとが多様化し、それに対応する地域活動が求められている。

【市民】P34 支え合い活動に参加しやすいエリア(SA)



可能性
1-1

全ての世代でちょっとした助け合いの意識(将来をにやう若い世代が意識が高い結果に！)

可能性
1-2

約半分の人が、困っている人を「ほっとけない」と考える思いやりの意識

【市民】P16 日常生活のちょっとした声掛けや手助けなどの経験(SA)



【市民】P43 困りごとを抱えた人がいた場合の市や支援機関への相談・通報(SA)



【市民】P54 非行・犯罪をした人の立ち直りに必要だと思うこと(MA)



「相談・報告しない」と回答した理由には、「どこに相談したらよいかわからない」「近隣のトラブルに巻き込まれたくない」といった意見も【市民】P44

「支援は必要ない」と答えた人は少数。多くは非行・犯罪をした人への支援が必要と回答

課題 2

○コロナ禍の長期化により活動の停滞が懸念
(引き続き、中心となるリーダーや団体づくりも必要)

【民生】P88 地域福祉活動が行われていない理由(MA)



コロナ禍の影響が大きく、従来から地域のリーダーづくりも課題

【市民】P19 活動する中で困っていること(MA)



前回調査より、若干の改善はみられるものの、課題は同じ傾向に

可能性 2

○コロナ禍においても、民生児童委員の担当区域の6割以上で地域福祉活動が継続

【民生】P87 担当区域が属する福祉協会での地域福祉活動の実施状況(SA)



(3) 成年後見制度利用促進や再犯防止推進

課題 1

○市民は権利擁護の相談先の把握が不十分
○地域では制度利用が必要な対象者も存在

【市民】P53 権利擁護の相談先の把握(MA)



市民への周知不足といった結果に

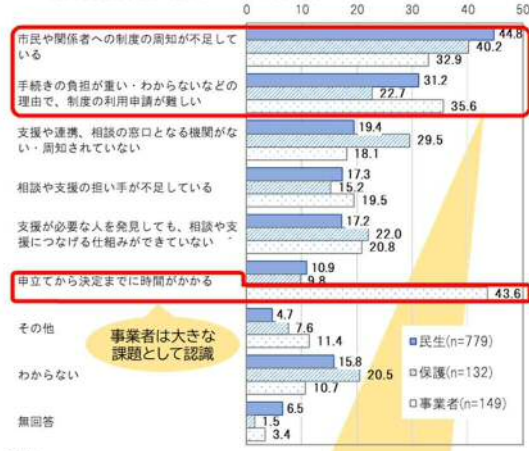
【民生】P116 担当区域で成年後見制度利用が必要と思われる人の把握(SA)

【保護】P148 保護観察対象で成年後見制度利用が必要と思われる人の把握(SA)



○制度の周知不足とともに、事業者には、申立てから決定まで時間がかかることも課題

【民生】P117【保護】P148【事業】P175 成年後見制度の利用における課題(MA)



潜在的な需要が存在

日頃、高齢者等の見守りを行い、市民の身近な相談窓口として活動する民生児童委員の約1割が、成年後見制度が必要と思われる市民を把握

【成年後見制度につなぐことで再犯防止に】

保護観察対象者の中にも成年後見制度が必要と思われる市民が存在

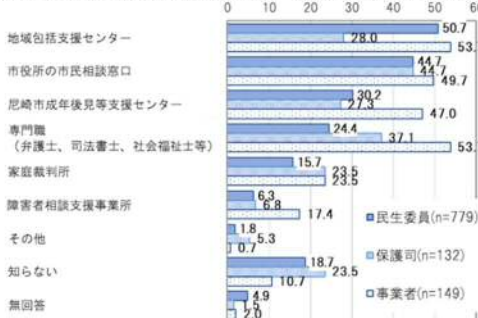
【必要な人が制度を利用できていないといった懸念も】

一方で、制度の周知不足や利用手続き等の負担を課題として認識

可能性 1-1

多くの民生児童委員、保護司、福祉事業者が権利擁護に関する制度の相談先を把握

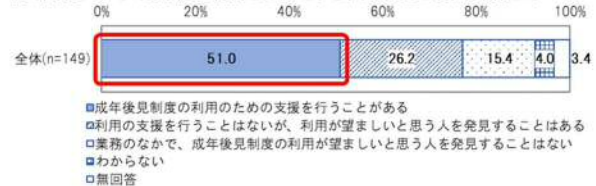
【民生】P118【保護】P149【事業】P176 権利擁護の相談先の把握(MA)



可能性 1-2

半数以上の事業者は成年後見制度の利用支援を実施

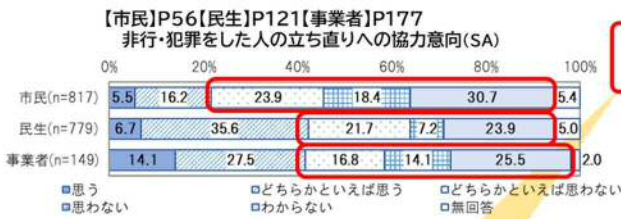
【事業者】P175 成年後見制度を必要とする人の発見と利用支援(SA)



課題 2

○ 市民、民生委員、事業者半数以上は犯罪をした人の協力に消極的

○ 消極的な主な理由は、非行・犯罪をした人との接し方やトラブルへの不安感



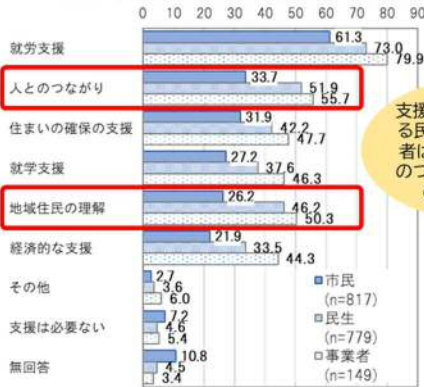
【市民】P58【民生】P123【事業者】P178
非行・犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由(MA)

協力したくないのではなく、支援を協力したいと思わない主な理由には、漠然とした不安があり、市民・民生児童委員・福祉事業者の協力の妨げに

可能性 2

保護司以外でも犯罪をした人の立ち直りには何らかの支援が必要と回答

【市民】P54【民生】P120【事業者】P177
非行・犯罪をした人の立ち直りに必要だと思うこと(MA)



支援の窓口になっている民生委員、福祉事業者は市民よりも「人とのつながり」「地域住民の理解」を重視

(4) 分野横断的な包括的支援体制の推進

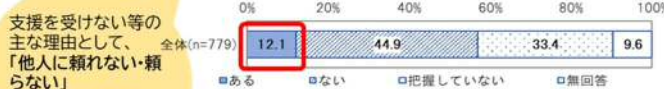
課題 1

○ 支援が必要でも支援を受けていない事例や支援困難事例も存在(支援につなぐ支援の必要性)

○ 複雑・複合化した課題にはオーダーメイドの支援が必要(再犯の観点からも)

【民生】P86 必要な支援を受けていない又は拒否している事例の有無(SA)

【保護】P141 再犯防止のために必要だと思う支援(MA)



【民生】P91【保護】P142
複数の課題が重なった支援困難な事例の有無(SA)



再犯者の多くは複合的な課題を抱えているケースも多く、様々な支援が必要とされている。

可能性 1

民生児童委員は地域の身近な相談窓口として、様々な課題を把握(早期発見の基盤の充実)

【民生】P88 担当区域の生活・福祉課題(MA)



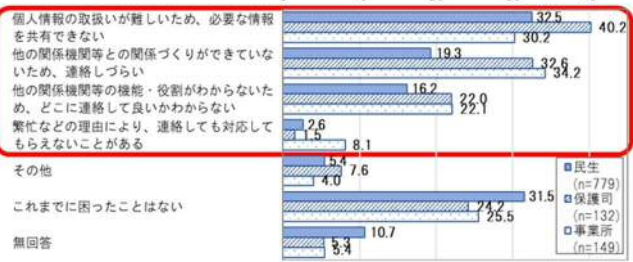
行政では早期発見が難しく、潜在化しやすい課題も把握

課題 2 関係機関との連携において、個人情報の共有や関係機関の把握、関係づくりが課題

【事業者】P163 他の相談支援機関につなげなかった理由(SA)



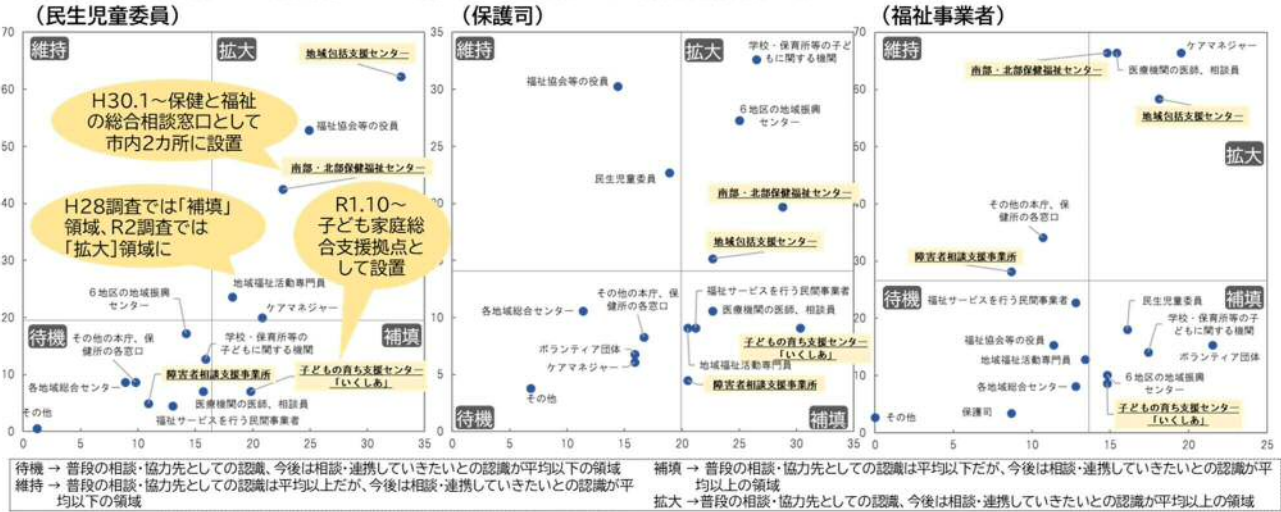
【民生】P104【保護】P146【事業】P172 地域住民や他機関と相談、協働する際に困ること(MA)



可能性 2 南北保健福祉Cや地域包括支援Cとの連携は進んでおり、「いくしあ」とはこれからの期待

地域づくりを支援し、個別相談を専門機関につなぐ地域福祉活動専門員の認識が向上

【民生】P98【保護】P149【事業】P176 現在及び今後必要となる相談・連携先(MA)



課題 3 参加していない事業者の約6割は、声がかからないと回答(十分な協力を得ていない)

民生児童委員の約半数も参加したことがなく、専門機関と地域とのつながりが不十分

【事業者】P171 関係機関が開催する会議に参加していない理由(MA) 【民生】P102 個別課題を支援するための関係機関が開催する会議への参加状況(MA)



可能性 3 個別課題の解決に向けた様々な会議が実施され、約6割の福祉事業者が参画

【事業者】P170 個別課題を支援するための関係機関が開催する会議への参加状況(MA)



IV. 第3期あまがさきし地域福祉計画の成果と課題等(本編 P2～3)

1. 第3期計画の成果と課題

第3期地域福祉計画の主な成果と課題(H29～R2)		計画策定部会委員等の主な意見			
目標	方向	取組・方向性	主な成果と課題 【第3期計画の点検・評価シートより】		
1 「支え合い」を育む人づくり	(1) 福祉学習の推進	①	地域の集まり、企業内研修など、あらゆる機会を通じて、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取り組みを進める。	<p>(主な成果)</p> <p>①②⑤市民活動団体と連携し、顕在化してきた地域課題(ひきこもりやヤングケアラー、災害時要援護者支援等)をテーマとした地域課題を共有するために実施したことで、地域での見守り活動や災害時要援護者支援の取り組みにつながった。</p> <p>③④新たな将来の担い手づくりの取り組みとして、学生等が様々な地域課題を学び、市民活動団体と解決に取り組む協働体験を促進した。</p> <p>(課題)</p> <p>①～⑤身近な地域で、様々な興味・関心に応じて気軽に参加できる、多様な学びの場づくりが必要となる。</p> <p>①～⑤関係部局や各種団体それぞれが実施している福祉に関する様々な学びの場の効果的な情報発信ができていない。</p>	<p>・地域の気付きや学びの場づくりには、防災と福祉のワークショップや体験活動等を通じた仕掛けが必要である。</p> <p>・学校で地域福祉を学ぶ仕組みを作るとよい。</p> <p>・高校生、大学生の「体験学習」はとても意義深いですが、各活動を有機的につなぐことや全市的な取り組みが必要。</p> <p>・コロナ禍でICTを活用した研修も増えてはきているものの、ICTを活用できない層やICTのなじまない講座がある。</p> <p>・多様な方に情報発信が可能なSNSなどの積極的な活用が必要となるが、ツールの使えない方等で情報弱者になる方がいる。ICTも一つのツールとしてとらえ、様々な情報発信手段を確保、活用していくことも重要ではないか。</p>
		②	交流・体験などを通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促進するなど、参加者自身が自らの知識や能力を活用し、主体的に参加する意欲を高める取り組みを進める。		
		③	子どもや学生が地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組む。		
		④	次の担い手の育成に取り組むために、若い世代が地域課題の解決を体験的に取り組むことを推進する。		
		⑤	「みんなの尼崎大学」の取り組みを活用し、福祉課題の解決に向けた意識を醸成するための体系的な学びの場を作る。		
	(2) 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援	①	インターネットを活用してSNS等により、若い世代に向けた地域活動の情報発信に取り組む。	<p>(主な成果)</p> <p>①ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」やみんなの尼崎大学の「学びの検索サイト」等を通じ、地域や市のイベント等の情報発信に努めた。</p> <p>②市社協による小学生対象の車いす体験や高齢者の見守り活動未実施地区を対象とした研修会など、幅広い世代がボランティア活動に参加するきっかけとなる取組が行われた。</p> <p>③新たに「支え合いを育む人づくり支援事業」を実施し、高校生・大学生が地域課題の解決に市民活動団体と協働する取り組みを支援した。</p> <p>④市社協の地域活動C「むすぶ」では、ボランティア講座受講者や生活支援サポーター養成講座修了者等の中の活動希望者を登録し、マッチングを進めた。</p> <p>(課題)</p> <p>①③学生等の主体的な参画を促進するためには、市民活動団体等や活動場所の情報提供が必要となる。</p> <p>②④ボランティア登録につながった受講者を中心に、活動につなげるための働きかけや、組織化支援が必要となる。</p> <p>④「むすぶ」登録者への活動志向に応じたきめ細やかな地域福祉活動に係る情報提供が課題となっている。</p>	<p>・アンケート結果では「きっかけがない」「情報を知らない」ことで地域活動に参画できていない層がいるが、コロナ禍で活動のきっかけとなる講座、イベント等が減少している。</p> <p>・福祉活動の現状や求める・活躍している人材の取組状況の市民周知により、資源の循環につなげることが重要であり、動画やポータルサイト等のICTによる情報インフラの整備が必要となる。</p> <p>・自立生活をする障害のある人は前向きに社会参加等もされており、声をかければ地域活動にも参加されると思う。</p> <p>・クラブ活動が減少し、活動できる子ども達が増えており、学校に縛られないボランティア部のような活動があれば、参加しやすいのではないかと。</p> <p>・活動希望者の興味関心が各々で違うため、地域活動という大きな枠ではなく、テーマ型のきっかけづくりを行うなど、取り組みやすい方策(実践できる場の整備やマッチングに関するICT化等)が必要である。</p>
		②	若い世代向けのボランティア講座等を行う市社会福祉協議会のボランティアCの活動を支援する。		
		③	「あまがさきチャレンジまちづくり事業」において引き続き、福祉課題の解決に向けた取り組みを支援する。		
		④	地域福祉活動を希望する人の能力、希望に応じてマッチングを行う仕組みの充実を検討する。		
		⑤			
	(3) 地域福祉活動を支援する人材の育成	①	引き続き、地域での活動を支援する市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員に対する支援を行う。	<p>(主な成果)</p> <p>①市社協の地域福祉活動専門員の研修経費を補助することで、住民ニーズの多様化・複雑化に対して様々なネットワークを活かした地域の居場所づくり等に向けた支援や地域の様々な困り事への対応が行われた。</p> <p>②地域に接する機会が多い、地域振興Cや南北保健福祉C、子どもの育ち支援C(いしくしあ)の職員に対し、市社協や民生児童委員、保護司等の活動周知や連携するための研修を行った。</p> <p>(課題)</p> <p>①多様化・複雑化する課題の解決に向けて、市社協の地域福祉活動専門員の個別支援や地域づくりに向けた専門性の向上が必要となる。</p> <p>②専門職等の地域住民との連携意識を高める必要がある。</p>	<p>・地域振興Cは自治会役員等には身近だが、市民には役割が浸透していないのではないかと。また、地域づくりのために配置した地域課職員の活動にばらつきがある。</p> <p>・民生児童委員や保護司等の支援関係者が相互理解を図るためには、全体研修のような大きな場で座学中心の研修ではなく、小さい単位でのグループワーク等による支援関係者相互のコミュニケーションが図れるような研修などが必要だと考える。</p>
		②	各団体との連携に取り組むNPO法人の活動に対する支援について検討を行う。		
		③	市民の活動を支援するために市職員に対して地域福祉に関する研修を実施する。		
		④	多様な福祉専門職が、地域住民と協働するための取り組みについて検討を進める。		

		第3期地域福祉計画の主な成果と課題(H29～R2)		
目標	方向	取組・方向性	主な成果と課題 【第3期計画の点検・評価シートより】	計画策定部会委員等の主な意見
		2 多様な主体の参画と協働による地域づくり	(1) 地域を支えるネットワークづくり	
	(2) 地域での見守り・支え合いの充実	<p>① 訪問型の高齢者等の見守り活動とともに、通い型の高齢者ふれあいサロンなど、地域特性に合わせた多様な見守りによる支え合いを進める。</p> <p>② 子どもに寄り添い地域のつながりの場にもなる取り組みが一層広がるよう検討する。</p> <p>③ 地域の様々な居場所が子どもから高齢者まで、また課題を抱えた当事者も含めて交流できる居場所に発展するよう取り組みを進める。</p>	<p>(主な成果)</p> <p>①地域福祉活動専門員や子どもCSWが支援し、高齢者等の見守り活動や子どもに寄り添う居場所など、地域の特性に応じた多様な見守り活動が広がった。</p> <p>②地域の居場所の中には、様々な世代の交流の場となるものや、不登校児童の居場所になるものが出てきている。</p> <p>(課題)</p> <p>①連協圏域での訪問型の高齢者等見守り安心事業は、活動者の高齢化による負担感や担い手不足等の課題があり、新規地区の立ち上げは低調となっている。</p> <p>②課題を抱えた当事者が、地域で安心して過ごせる居場所の充実が必要となる。</p>	<p>・地縁団体が弱体化し、地域の支え合いが弱っている。ワンルームマンションは町会未加入者が多く、出入りも激しく、民生児童委員の把握が難しい。</p> <p>・高齢者は日々の生活に不安があり、地域ごとに高齢者同士がコミュニケーションの取れる場所が必要だが、コロナ禍で休止している居場所などが多い。</p> <p>・「場」や「ネットワーク」は社会のセーフティネットとして重要なインフラだと思われ、「社会」にも、まだポテンシャル(資源)がたぐさんあるかもしれない。</p> <p>・災害時等の有事にもしっかりと対応していただくと考えるので、障害のある人の見守りも一緒にお願したい。</p> <p>・見守りや居場所づくりに、学校を中心に繋がることであれば良いのではないかと。</p>
	(3) 多様な手法による地域福祉活動の推進	<p>① ホームページ等を活用し、市民への地域で行われている活動の情報提供を充実させる。</p> <p>② 活動への参加を希望する人の希望等に応じて地域活動につなげる市社会福祉協議会のボランティアCの取り組みを支援する。</p> <p>③ 地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなどの、様々な手法による地域福祉活動の推進に向け検討を行う。</p> <p>④ 先進的に取り組む活動事例をPRし新たな団体が地域福祉活動に参画しやすい環境づくりを進める。</p> <p>⑤ 職員有志のボランティア活動等を推進し、職員の地域活動の参加促進に取り組む。</p> <p>⑥ ソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っていく環境づくりを進めるための支援策を検討する。</p>	<p>(主な成果)</p> <p>①④市や市社協の把握する地域資源情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や活動の立ち上げを支援するために、地域情報共有サイト「あましまあ」を開設するとともにシニア元気UPパンフレットを発行した。</p> <p>②市社協の地域活動C「むすぶ」では、ボランティア講座等の受講者の中で地域活動への参加を希望する人を活動につなげる取組を進めたほか、子育てを「援助してほしい人」と「援助したい人」が会員となり地域で支え合うファミリーサポートCを運営し、その会員登録者数は年々増加している。</p> <p>③市社協と連携し、市民活動団体と高校生・大学生との協働の取組を支援したことで、高齢者が集えるふれあい喫茶の立上げや、子ども食堂や健康づくり体操などの地域福祉活動の活性化が図られた。</p> <p>⑤地域や社会で活躍する職員やこれらに挑戦しようとする職員の後押しと庁内における理解促進を目的として、「尼崎市職員パラレルキャリア応援制度」を創設した。</p> <p>⑥様々なソーシャルビジネスが立ち上がり、その中には、子育て中の悩みを抱えた母親等が集まり就労する場が生まれるなど、地域課題の解決にもつながる取組も見られた。</p> <p>(課題)</p> <p>②活動を希望する人材の確保、育成とともに、「むすぶ」登録者の活動志向に応じたきめ細やかな活動情報の提供や、活動につなげるための働きかけや、組織化支援が課題となる。</p> <p>③担い手不足等で、活動頻度が高く地域住民が負担を感じる見守り活動等の立ち上げや継続が困難となっている。</p>	<p>・訪問型の見守り活動だけでなく、ついで場での見守りも含めて、地域全体で緩やかにお互いを見守り支えあう活動を推進し、面で支えていくことが大切である。</p> <p>・子どもに対しても登下校の見守りや居場所などが増えてきている。子どもの課題を地域住民に伝えていく場をつくることで、地域の中に気づきの芽をより多く得ることにつながり、早期に適切に専門職につながるケースが増えるのではないかと。</p> <p>・コロナ禍前から担い手の育成、掘り起しは課題だが、それに加えて「with コロナ」の中で、いかに地域活動を再開または新規構築するか検討が必要である。</p> <p>・コロナ禍では繋がり続けていくための意図的な仕掛けが必要。ICT活用助成の取組やICT活用のノウハウ周知など、情報とつながりづくりの掛け合わせが必要である。</p> <p>・市の役割として、地域の取組みをデータ化・マップ化・市民に広げ、共有できる仕組み作りや、第3期の成果を持続し、「横展開」し、成果を発信していくことが必要である。</p>

目標	第3期地域福祉計画の主な成果と課題(H29～R2)			計画策定部会委員等の主な意見
	方向	取組・方向性	主な成果と課題 【第3期計画の点検・評価シートより】	
3 誰もが安心して暮らせる暮らしを支える基盤づくり	(1) 包括的・総合的な相談支援体制の充実	① 社会福祉法人に地域公益活動の実施に向けた、啓発や情報提供などを行う。	(主な成果) ①地域公益活動の啓発等を行い、前年度の新設法人以外は地域公益活動を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や社会福祉法人の地域づくりへの参画については、より積極的な発信による活動促進や、多様な貢献のあり方を示し、ささやかな取り組みでも、そのユニークネスを評価することが大切だと考える。 ・福祉活動に貢献した事業者を表彰して、優秀事業所のマークやステッカーを交付・提供するなどにより、それを広報していくとよいと思う。このとき、何を「福祉活動とみなすか」は、幅広く構えておくことよい。アイデア・コンテストでもよいと思う。高齢者の笑顔を増やせば1ポイントという仕組みでも構いません。
		② 社会福祉法人、企業、NPO等の取組を市ホームページ等で庁内外に発信するとともに、それぞれつよみを活かし、協働して地域の課題に取り組むよう働きかける。	②③地域福祉活動専門員が事業所と、地域住民をつなぐことで居場所づくりを支援したほか、尼崎市ケアマネジャー協会や民間事業所と連携した講座を開催し、地域住民や当事者の防災意識の向上に取り組んだ。	
	③ 社会福祉施設が地域の交流の場や福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。	④社会福祉法人や株式会社の協力を得て、福祉避難所として計画期間中に19施設を指定した。(課題) ①社会福祉法人、企業、NPO等の活動の把握とともに、様々な地域活動とのコーディネートが課題となっている。		
		④ 社会福祉施設が地域の交流の場や福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。	(主な成果) ②⑦しごと・くらしSC尼崎において生活困窮者からの幅広い相談に応じ、支援計画に基づき各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行い、寄り添い型の支援を展開した。	
		⑤ 社会福祉施設が地域の交流の場や福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。	③地域福祉推進協議会において、地域福祉ネットワーク会議で課題提起されたテーマについて協議を行い、支援方法等の共有を図った。	
		⑥ 社会福祉施設が地域の交流の場や福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。	③④課題を抱え潜在化する市民の早期把握と支援に向け、南北保健福祉C、いしくあ、地域復興C職員に対し、民生児童委員等の役割や活動等について研修を継続実施した。	
		⑦ 社会福祉施設が地域の交流の場や福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。	⑤直ちに一般就労の難しい生活保護受給者等の支援段階に応じて、就労準備セミナー及びボランティア・職業体験を組み合わせた計画的な支援やしごと・くらしSC尼崎の職業紹介機能による段階的な就労支援を実施した。	
		⑧ 社会福祉施設が地域の交流の場や福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。	⑥生活保護世帯等の小学4年生から中学3年生に対して学習支援を行い、高等学校等の進学につなげたほか、中・高校生が将来を考えるきっかけづくりのために作成した冊子「未来へススメ」を配付した。	
		⑨ 社会福祉施設が地域の交流の場や福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかける。	⑧いしくあと保健福祉Cが連携し、発達やひきこもり支援等に関して情報共有や連携を図り支援につなげた。	
			⑨地域福祉活動専門員が地域住民や支援機関と連携し、ゴミ屋敷等の制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯の支援に取り組むことで、地域や支援機関との早期発見・支援のネットワークが広がっている。(課題)	
			②コロナ禍による雇用・就業等への影響から、経済的な生活課題を抱える人の相談の増加に対応した支援体制の強化が必要。	
			②③相談件数が増加する一方で、従来増加傾向にあったひきこもり等に関する相談が減少しており、社会的孤立にある人が相談につながりにくくなっている傾向が見える。自ら相談に来れない人に支援を行うには、当事者や家族に対するアウトリーチに加え、関係機関へ相談窓口を周知し、相談者を円滑につないでもらう必要がある。	
			②④⑤複合的な課題に対応した支援メニューや社会資源の発掘、把握が不十分なため、支援の長期化が課題である。	
			⑥低年齢期から学習を習慣付けることが重要であるが、現在は高等学校等への進学を目指す中学3年生の参加を優先しており小学生の待機者を多く抱える状況にある。	
			③⑦複雑・複合化した福祉課題の適切な対応のために、支援に係わる市職員、関係者の連携意識やスキル向上等が必要となる。	
			⑥⑧発達障害や知的障害の疑われる子どもや不登校児童等への支援のため関係機関との連携強化が必要である。	

第3期地域福祉計画の主な成果と課題(H29～R2)		計画策定部会委員等の主な意見
目標	方向	
(2) 権利擁護の推進	取組・方向性	主な成果と課題 【第3期計画の点検・評価シートより】
	①	(主な成果) ①関係機関等への周知により成年後見等支援Cの相談支援件数は増加傾向にある。 ③福祉サービス利用援助事業の実施にかかる市社協の人員体制整備の補助を実施し、利用契約件数の増につなげた。 ④虐待相談件数等の増加に対応し、いくしあ・南北保健福祉Cを中心として関係機関が連携した相談支援の充実とともに、虐待等に対応する職員の人材育成を進めた。 ⑤「障害者差別解消支援地域協議会」での啓発用パンフレット作成や活用方法等の協議を行ったほか、令和2年度に制定の「尼崎市人権文化いきづまづくり条例」のパンフレットに障害者差別解消法の概要等を掲載し、周知・啓発を図った。 ⑥ 障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、新任課長や新採職員等を対象の研修を開催した。 (課題) ①②当事者の判断能力が低下し、支援を拒否する対応困難ケースの増加など支援が長期化する傾向がみられた。
	②	保健福祉Cの保健福祉総合相談窓口と成年後見等支援Cが連携するために、一体的な設置を進める。
	③	福祉サービスの利用援助事業を推進することで、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進める。
	④	関係機関のネットワーク強化に努め、福祉サービスの利用支援、虐待等の早期発見、対応等の取り組みを進める。
	⑤	障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取り組みの広報・啓発、障害者差別の相談事例等の共有により差別解消に努める。
⑥	市職員に対して虐待やDV防止、差別解消に向けた研修等に取り組む。	
(3) 適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進	①	(主な成果) ①福祉施設等に苦情等があった場合、関係課が連携し、関係者からの迅速な聞き取りや必要性に応じた実施調査などにより、効果的に実地指導を行った。 ②③「市報あまがさき」の点訳・音訳版等の発行や、「お知らせ欄」のファックス番号併記など、障害のある人に資する施策や情報等の提供を行ったほか、テレビ・電話通訳を導入し、外国籍住民が行政に相談しやすい環境を整備した。 ④出席者に守秘義務をかけることで、支援対象者の同意を得ずに、速やかに支援機関相互の情報共有と支援策の検討を行う「個別支援会議」を新たに設置した。 ⑤医療・介護連携体制の充実を図るために、医療・介護の多職種が医療機関・介護事業所の資源情報や特徴・特色ある取組を共有するシステムとしてあまづな機能マップシステムの運用を開始したほか、地域情報共有サイト「あましえあ」を開設した。 (課題) ②③障害のある人や高齢者、外国籍住民等の情報弱者が円滑に情報を取得・利用しやすい環境を整備する必要がある。 ④「個別支援会議」を活用し、複合的な課題を抱えたケースに対し、関係機関が相互の役割を理解し連携した支援を行っていく必要があるが、個別支援会議の開催への職員の負担等もあり、十分に活用されていない。
	②	意思疎通に課題を抱える市民を支援し、様々な媒体を活用して必要な情報を取得するための制度などの情報提供に努める。
	③	障害特性に応じて、必要な情報が合理的な配慮のもと適切に確保、利用できるよう、広報、啓発等に取り組む。
	④	地域課題の共有・解決のために、行政の様々な情報を地域の関係者や団体、専門機関で適切に共有する方法を検討する。
	⑤	将来的な取り組みとしてICTを活用して様々な情報を関係機関の間で共有し、支援の一体的提供の仕組みの検討を進める。

目標	第3期地域福祉計画の主な成果と課題(H29～R2)			計画策定部会委員等の主な意見
	方向	取組・方向性	主な成果と課題 【第3期計画の点検・評価シートより】	
(4) 要配慮者(災害時要援護者)支援の推進	①	避難行動要支援者名簿を整備するとともに、災害時に備えて日頃のつながり作りの大切さ等についての啓発を行う。	(主な成果) ①要支援者等の情報を管理、地図上で表示し、名簿や個別支援計画の作成に活用するための要支援者システムを導入した。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で顔の見える関係が必要だが、阪神淡路大震災の記憶が風化し、町会の役割を実感しづらい。 ・民生児童委員だけでは責任が重く、要配慮者を自治会と共有し、避難に協力してもらえるようにしてほしい。 ・要配慮者ごとの支援計画があると心強い。 ・介護施設は人員不足で災害対策が不十分で、マニュアル作成の支援が必要である。 ・「福祉避難スペース」(not only 福祉避難所)の拡充を検討していくとよい。 ・福祉避難所は増えているがまだ数が少ない。障害のある人の場合、第1福祉避難所を地域ごとにつくり、そこに避難された方をトリアージして第2福祉避難所へ案内するようなシステムを構築してはどうか。 ・防災情報の発信はしているが、アンケートでの認知度は低い。
	②	尼崎市避難行動要支援者避難支援指針をもとに、避難行動要支援者の避難支援体制を市民、事業者、関係団体、関係機関とともに整備する。	②市防災総合訓練や地域防災訓練において、新たに要配慮者や JMAT 等を交えた実働訓練等を実施した。	
	③	社会福祉施設等に協力要請を行ない、福祉避難所の拡大等に努める。	③社会福祉法人や株式会社等と協議し、計画期間中に19施設を福祉避難所として新たに指定した。(令和3.3末:40 施設)	
	④	災害時要援護者支援連絡会での意見を踏まえて、福祉避難所の運営マニュアル等の作成を進める。	④福祉避難所開設・運営マニュアル作成手順書を策定し、指定施設への周知を図った。(課題)	
(5) 安全・安心に暮らせる環境整備	①	高齢者等の見守り活動等とも連携し、各世代に応じた消費者教育や啓発活動を行う。	(主な成果) ①地域包括支援Cや民生児童委員と連携した消費者被害防止の周知、啓発を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者向けの居住支援策の検討が必要である。 ・いずれも大事のことですし、いずれの取り組みも進捗をどんどん PR していくことが必要である。 ・「やればできる」という自己効力感を社会で共有していかなければ、次のステップにつながらず、やがて閉塞感ばかりが高まってしまうように思う。
	②	普段の散歩等、市民それぞれの日常生活の中で気軽に参加できる防犯活動を進める。	③「防犯カメラ設置中」ステッカーを、店舗だけでなく、市内小学校・特別支援学校の校門に設置された防犯カメラ付近にも掲示(令和2年3月末時点 計437箇所)するとともに、防犯カメラを設置する地域団体等(24団体)に補助を行ったことで、累計155台の防犯カメラが地域で設置され、地域の防犯力の向上に寄与した。	
	③	防犯カメラの設置効果について検証を行い、今後のあり方について検討を進める。	④市営・民間住宅のバリアフリーを計画的に進め、バリアフリー性能が確保された市営住宅を増やすなど、バリアフリーの住まい・まちづくりが進められた。(課題)	
	④	住宅・住環境の整備を促進するとともに、放置自転車の対策など、誰もが安全・安心に暮らしやすい環境整備に取り組む。	①高齢者を対象とした特殊詐欺被害の増加が懸念されている。 ①成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が令和4年4月に施行されることに伴い、社会経験の少ない若年層を対象とした消費者教育を教育機関等と連携しながら推進し、若年層の消費者被害を未然に防止する必要がある。	

2. 計画策定における委員意見等

委員意見等一覧 ①

○計画策定部会委員意見 ●アンケート意見 ◆その他支援関係者からの意見

基本目標1 「支え合い」を育む人づくり

【福祉学習の推進】

- 見える障害や認知症への理解は進んでいるが、知的障害や精神障害に対しては「怖い」と感じる人が多い。地域の信頼度が高い事業者から発信することで、地域の理解も得やすくなると感じている。
- アンケートから、地域住民が防災に対する意識を高める必要があると感じた。地域で気付きや学び合いの場づくりができるよう、防災と福祉のワークショップや体験活動等、イベントを通じた仕掛けが必要。
- 課題だけを発信すれば背を向ける。若い人材のリクルートには、なおさら広報の仕方が問われている。それは、災害分野のみならず、成年後見制度や再犯の問題も同様で、どう伝えてシェアするかが問われている。
- (市民)個人主義が進むため、他人の事まで考える人は減少するばかりだと思ふ。地域福祉、助け合いについて子どもの頃から、学校でもっと教えていくべきことではないかと思う。
- (保護)厳しい環境で生まれ育ってきた対象者も多く、更生には周りの温かい理解や本人の自覚等が必要。

【地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援】

- 社協ボランティアセンター登録者は年々減っている。ボランティアに興味のある方は割といるが、テーマ型で自分のしたいことだけと考える方が多い。何かしたい思いはあるが継続した活動に結びつかない方が増えている印象。
- 地域活動というフワツとしたものより、子どもや障害者への支援等、分かりやすいものを選ばれる傾向がある。
- 町会活動に若い人が入っていくためには、地域活動の主体となっている高齢者層の理解が必要。
- 担い手不足でメンバーが固定化し、新しい取組みにチャレンジしづらいという連鎖が続いていると感じる。
- 昼間は仕事で地域にいない現役世代が多く、地域参加を求めることは難しい。土日だけの参加でもありがたい程度に考えている。2～30歳代よりも、4～50歳代に地域に関心を持ってほしいが、なかなか参加してもらえない。
- 共働き世帯は「余裕がない、何らかの役割を担うのは難しい」と町会加入に難色を示す人が多い。「できる人がカバーしていく」と伝えているが、地域によって考え方も違うため、そういった意識を発信していく必要がある。
- 行政から「任命」されることで、活動者自身も責任感や使命感をもつことができ、地域にも受け入れられやすくなる。人は義務感よりも、承認や感性に響くか否かが原動力となることも重要なポイントではないか。
- 尼崎市には「やってやろう」というバイタリティのある人が多いし、その気持ちがあれば物事はスピーディに進む。
- 先頭に立って活動する人は少ないかもしれないが、言えば手助けしてくれる人は多く、尼崎の「つよみ」だと思う。
- 色々な活動を始める時には反発もあるが、みんなで役割分担し、継続していればその活動が当たり前になる。
- 子ども会やPTA活動など、ライフステージに合わせて地域はできていく。きっかけとなるタネや仕掛けをたくさん作れば、いざという時に使える。タネやしかけを作るために、地域の様々な団体が頑張ってくれればと考えている。
- NPO団体と地域をつなげていくには、行政が地域に伝えるような橋渡しをしていけば良いのではないか。
- 地域課題に前向きに取り組みたい人もいるはずだが、情報のプロモーションをしなければ新しい人材は集まらない。人材確保ができなければ、どういった施策を実施しても、将来的に実施が困難となるのではないか。
- 民生児童委員の活動は、目に見えない活動も多く、連協に役割を理解してもらえていない地域もある。民生児童委員自身が町会活動にも積極的に参加することで地域の理解を得ていく必要があると考えている。
- 市民の多くは地域の活動者の姿を見た事がない。例えば、小学校で民生児童委員が授業をする、学校便りに保護司のメッセージを定期掲載する等、地域のアクションの中で取組みをするような広報が必要。
- アンケートで1番のポイントは「情報」。周知不足が課題をより深刻化させており、課題のある人を孤立させている。
- 例えばPTAに協力してもらい、防災という視点で高齢者や子どもを守る取組みが必要であることや、それが日常の福祉にも繋がっていることを伝え、人材をリクルートできないか。
- 若い世代が地域と繋がるきっかけを作るには、ある程度のインセンティブやベネフィットを見せることが必要。「災害時に命が助かるかもしれない」というようなベネフィットを伝えられるかが勝負どころではないか。
- 情報源1位は市報という結果だが、若い人にリーチするのに市報しかないというのは頼りない。市報のQRコード等で飛んだ先がテキスト情報だけでなく、活動の誘い掛けにならないと立ち行かない。
- 最近では「PDCA&S」といわれ、最後のS＝シェアが回っていないと思う。情報をあらゆるプロセスの段階でシェア＝地域に丁寧に広報し、市民に市の取組みや保護司、民生児童委員が頑張っているらしい、などの情報が噂として伝わるまで広報をする仕掛けが必要。
- 災害ボランティアなどはボランティアバンクへの登録が流行りになっている。登録だけでなく、その先に動き出せるような関わりが持てる仕掛けを作り、取組んでいる姿が見えるようにすることが必要ではないか。
- 過疎地と比べ余力や人口もある尼崎では、外に情報を出すより地域向けにコミュニティが活性する情報の発信が必要。既にある取組みや人を魅力的に見せられるように情報を発信し、繋がれるきっかけを作る。1つの取組みを何倍にも素敵なものと感じられるように人の気持ちを掴まないと届かない。
- (市民)人それぞれ参加したい活動は異なる。どんな活動をしているか一面に載せて明確にしてほしい。
- (市民)一人暮らしで周りに知り合いがいないと、地域での活動に参加しづらく、参加しやすいきっかけなどが必要。
- (民生)老人会や元気なお年寄りの方々に見守り活動への参加の仕組みがあればと思う。
- (民生)活動内容と必要性が住民に理解されず、不愉快な思いをすることが多く、活動の意義に疑問を感じる。
- (民生)民生児童委員になってみようと思う魅力ある広報が必要。民生児童委員も高齢化が進み、若い層の人材が育たないのが問題。私達も若い民生児童委員の担い手を勧誘はするが、関係機関からの働きかけが必要。
- (保護)保護司の確保が喫緊の課題。国、公共団体において対策を取るべきであると考えている。
- (保護)専任コーディネーターを中心に人と人がつながり、地域で活躍する人が一人でも増えるような仕組みを、地域住民、各種団体、市、社協と一緒に考えていきたい。

委員意見等一覧 ②

○計画策定部会委員意見 ●アンケート意見 ◆その他支援関係者からの意見

基本目標1 「支え合い」を育む人づくり

【地域福祉活動を支援する人材の育成】

- 市が地域づくりのために配置した地域課職員も人によるばらつきがある。浸透させていくには時間がかかる。
- 民生児童委員向けに社協支部と地域包括支援センターで開催する研修を年1回開催しているが、顔の見える関係を作る目的では、地区全体の大きな会議よりブロックごとの会議が有効であると考えている。

基本目標2 多様な主体の参画と協働による地域づくり

【地域での見守り・支え合いの充実】

- コロナ禍が長期化する中で、市社協としても、見守り等の訪問型活動については、インターフォン越しでの面談や電話の活用も進めているが、見守られる側が嫌がる場合や、地域の目もあり、実施する側も躊躇することがある。特に、サロンなどに出てこれない人がいるため、コロナ禍の長期化により心配な部分もある。
- 高齢者などからはサロンの開催を望む声もあり、コロナ禍で地域との関わりの必要性を実感している人も多い。
- 支援を受ける側にとっても、支援者がどういった人(肩書き)であるかは重要。同じ地域の人は信用できても、知らない相手では不安を感じる場合がある。
- 地域住民が「こんなことでつまないで良いのか」「これなら自分でも手助けできる」と思えるような気付きの例を出すことで、気付きのアンテナになるのでは。
- 町会加入者は町会から地域情報を入手できるが、情報が届きづらい未加入者は民生児童委員がフォローしている。
- ワンルームマンションは町会未加入者が大半。住民の出入りも激しく民生児童委員が把握することも難しい。
- 女性と比べて男性は地域にあまり出てこない人が多いと感じている。孤立防止のため、男性に参加してもらいやすくなるような仕組みがあればと思う。
- 「孤食」が問題といわれており、母と子の2人きりの食事にしんどさがあることも感じている。子ども食堂に来ている子ども達が今どう感じているか分からないが、大きくなった時に何か感じてもらえるものがあればと考えている。
- 民生児童委員の高齢化、欠員増加の状況の中、更に災害時の事も考えてといっても、「それどころではない」という自由記述の回答もあった。民生児童委員ほどの役回りはなくても、地域の福祉を気にかけてくれるメンバーや仲間を、PTAや地域の祭りの中に仕込んでおく等、人材のリクルートの体制が、包括的な相談支援体制のネットワークの中にも必要になる。
- (市民)高齢者の多い中、独居老人の日常の把握等が必要だと思う。
- (市民)隣人の顔と名前や子どもの年齢など知れたら良い。情報交換したいがなかなか会えず、たまに会っても挨拶のみ。コロナで難しいとは思いますが、イベント等あれば嬉しい。
- (市民)高齢者になると日々の生活に不安がたくさん出てくるので、安心して暮らせるまちづくりを希望する。高齢者同士がコミュニケーションの取れる場所(地域ごとに)を作してほしい。
- (市民)新しく転居した人達が町会等に入会しないため地域でのつながりが構築できない。地域人としての意識がうすく、付き合いをしたがらない人が多い。
- (市民)高齢化社会に向けて助け合える環境ができ、安心して年をとれる社会になるよう、近隣とも関われるきっかけもあってほしい。
- (民生)どこの地区でも高齢者が高齢者を見守る現状に限界を感じている。緊急システム等をよく利用する方がいて、食事中、夜間を問わず、駆けつけなければいけない現状に困る時がある。
- (民生)自助、共助、公助を原則に活動していくつもりだが、共助において個人情報とプライバシーが交錯する時がある。集合住宅において住民との意思疎通を図ることが難しい。認知症などは地域の共助がとて必要だと思う。
- (保護)地縁団体の弱体化により、地域で支える仕組みが低下していることが不安。
- (保護)保護観察対象者が家族・勤務先、そして地域社会で自分の居場所を持つことが大切。そのためには何よりも本人の自覚と努力、そして取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠。
- (保護)地域とのつながりが保護観察対象者の自立へつながるのではないかと考えている。

【多様な手法による地域福祉活動の推進】

- コロナ禍が長期化する中で、繋がりが続いていくために、いかに意図的に仕掛けるかが必要であり、行政としては地域活動の芽を応援していくといったスタンスが必要。
- 例えば、ICTを活用した活動を促進するための各団体への助成や、ICTを活用している団体のノウハウを他の団体にも広げるような取組みなど、情報とつながりづくりの掛け合わせができれば良いのでは。
- 次期計画では、コロナ禍の地域活動についてなんらかの手立てを盛り込む必要があると思う。
- コロナ禍で休止したままの「つどいの場」も多くある。活動者は再開したい思いもあるが、地域の目や参加者の負担を考えてやむを得ず中止しているという声も聞いている。
- (事業所)市の役割として、地域の取組みをデータ化・マップ化・市民に広げ、共有できる仕組み作りをお願いしたい。

委員意見等一覧 ③

○計画策定部会委員意見 ●アンケート意見 ◆その他支援関係者からの意見

基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

【包括的・総合的な相談支援体制の充実】

- 行政に情報提供した後、そのケースがどうなったのかといった情報が返ってこないため、ほったらかしにされているのではないかと、困りごとを抱えた対象者を把握しても、必要なつなぎを十分にしてくれていないのではないかと感じることもある。
- 市職員に、実際の現場や地域の様子を知らない人が多い。専門職が地域の活動を知ることで連携がスムーズになり、互いの情報共有もできると考えており、地域資源や地域での活動についてもっと知ってほしい。
- 事業所が地域福祉活動専門員との連携意識が低い理由としては、事業者にとっては、インフォーマルな支援との連携意識が低いことが考えられるのではないかと。
- 保護司は地域振興センターとの連携が高い結果となっているが、実態としては、保護司が連協等の役員を兼ねていることも多く、他の役割の中で社協支部窓口との関わりが多いことも要因ではと考えている。
- 民生児童委員と地域包括支援センターは切っても切れない関係と考えている。地域包括支援センターだけで、地域の支援を必要としているケースを発掘、把握することは困難なため、互いに積極的に連携を図ってきた。また、虐待ケースなどの地域包括支援センターの関わりが難しいケースは、民生児童委員に同行してもらったり、キーパーソンを紹介してもらうこと等で介入しやすく助かっていたが、コロナ禍の中で、民生児童委員の活動が難しくなり、協力を得ることが難しく、連携が弱くなったと感じている。コロナ禍以前の生活にすぐに戻れるわけではなく、現状の課題を克服できるような新たな取組みの方向性を次期計画に書きこめればと思う。
- コロナ禍以前は、担当圏域にある地区民児協のブロック会議に職員が参加し、研修や事例検討を行っていた。しかし、コロナ禍でブロック会議も開催されず、新任民生児童委員への挨拶もできていない。地域包括支援センターの役割等について知ってもらえていないことを不安に感じている。
- 困りごとは地域にたくさんあるが、地域が把握できていないケースもあれば、把握していても行政や関係機関に繋がれていないケースもある。特に若い層は民生児童委員を知らない人も多く、地域で困りごとを発見しても、どこへ繋いで良いかわからない可能性がある。駆け込むことができる場所を伝えることも必要。
- 支援ニーズをキャッチしても、どう支援機関につないでいくかの仕組みが構築されていない。
- 保護司は福祉の支援機関のことをあまり知らないため、連携が十分でないと感じている。特に、南北保健福祉センターとのつながりが薄い。
- 犯罪をした人のことは家族が隠すことも多くあり、そもそも地域にも情報が伝わらない。地域で受け入れるということは難しいのではと感じる。
- 犯罪をした人の支援にあたっては、身近な地域の人は声かけ等の役割を、専門職は寄り添いの役割を、それぞれ分担して取組む必要があると考えている。
- 保護司は保護観察期間が終了すると対象者とは関わりをもつことができなくなるため、地域でゆるやかに見守りを継続するためにも、支援者間のネットワーク構築が必要。
- (市民)どこへ相談したら良いのか分からない。市役所等は“たらい回し”にされることが多い。
- (市民)小中学校では不登校、引きこもりの支援があるが、卒業してからはほとんどが家族・家庭任せで何十年も経っているケースが多くある。一人暮らしや引きこもりで接点のない人の対応を考えてもらいたい。
- (市民)教育、防犯、防災の横断的連携が必要。福祉は単にそれ自体の問題ではなく、社会構成の根本に立ち返る時期にある。
- (民生)縦割り行政で横のネットワークがない。
- (民生)どこの担当課に相談すればよいのか分からない。
- (民生)コロナ禍で自宅にこもる家庭が増え、虐待、DV、ネグレクト等が分かりづらい。要対協家庭を把握しているが、主任委員4人では地域が広いので十分な活動ができず、また民生委員との情報共有ができず、身動きが取れない。情報共有を求める。
- (民生)問題を抱えている人が何の心配もなく気軽に相談できる施設が必要。個人情報等もあり、なかなか本音を相談できない家庭もあるように思う。気軽に相談できる場所があればと思う。
- (保護)対象者のニーズと組織や機関のつながりが図式化されうまく進む経験ができれば、助かるケースも多い。
- (保護)課題のある対象者を関係機関につなぎ、ケース検討会を持ち、保護観察解除後も引き続き支援が必要。
- (保護)生活環境調整段階で支援困難が予想される場合、行政や関係機関との連携の仕組みづくりができればと考える。連携先へは情報を開示し、ケース内容を共有することが不可欠。
- (保護)対象者が直接相談できる民間の「人材派遣」のような窓口があれば、気軽に就活アプローチをするのではと思う。
- (保護)薬物の深刻な後遺症等をまとめた冊子を全小中高校生を対象に配布するなど、防止・予防の努力を増やすことが大切。
- (事業所)異業種間の福祉連携した仕組みが見当たらない。
- ◆ 裁判所や検察庁から、執行猶予には対象者の今後の生活の見通しが条件と指示されることもあり、その場合、生活保護制度の活用等を含め、行政の福祉サービスとの連携が必要となるものの、そのための調整が難しい場合がある。
- ◆ 支援の輪に入ってくれない、支援を受けようとしていない方が多く、手こずっている。周りは困っているが本人が困っておらず、支援の輪に乗っかってもらうこと自体が難しいなどと思うことが地域の中では結構ある。

委員意見等一覧 ④

○計画策定部会委員意見 ●アンケート意見 ◆その他支援関係者からの意見

基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

【権利擁護の推進】

- 単身高齢者の増加が見込まれる中で、見守りや安心通報システムと、身元保証や死後事務をパッケージで提供しているように見せていくことができれば、安心につながるのでは。
- 支援者が成年後見制度の利用を希望しても対象にならなかった後のサポートを考える仕組みが必要。
- 成年後見制度の利用を進めるにあたっては、以前はやりづらさがあったが、地域包括支援センターと成年後見等支援センターとの連携もできており、年々状況は改善していると感じている。
- 市長申立てには時間がかかる認識は変わらないが、やむを得ない場合もある。適宜状況報告があり、必要な手順を踏んでいることを関係者が理解できることが必要。
- 尼崎市医療・介護連携協議会が身寄りのない高齢者の支援方法をまとめた冊子があり、成年後見制度の申立てから後見人が決まるまでの間の金銭管理について示されている。しかし、現状は他に使える資源がなく、やむを得ず地域包括支援センターや担当CMが引き受けている。金銭や自宅の鍵を預かる、銀行の入出金をする場合は各機関や個々の支援者にもリスクがあり、代行の仕組みや事故が起きた際の担保のようなものが必要。
- ◆ 他市の「権利擁護支援センター」では、市に対する市長申立てから成年後見人が決定するまでに時間がかかったケースの事後検証等を行っており、そうした取組も必要ではないか。

【要配慮者(災害時要援護者)支援の推進】

- 「自助」「近助」「共助」「公助」という順番で、災害が起きた際にはまず自助。公助は期待できない。そのために地域で顔の見える関係が必要と考えている。
- 災害が起きれば町会をつよさが分かるのではと感じるが、幸い尼崎市は阪神淡路大震災以降大きな災害には遭っておらず、同震災の記憶も風化してきているため、実感として持ちづらい。
- 地域内で町会や民生児童委員等の災害時の役割がはっきり決まっていなことが不安。防災訓練の内容も漠然としており、実際の災害を想定して各自の役割を決めた訓練を行った方が良いと感じている。
- 災害の領域で取組んでいる側は、南海トラフ巨大地震等の情報を繰り返し発信していると考えているが、アンケートに回答してくれた協力的な人でこの認知度であれば、実際はもっと届いていないと考える必要がある。
- 民生児童委員や保護司は意識が高い分、浸水想定や被害想定、福祉避難所に対する理解も進んでいるとは言えるが、それでもこれは低いと見た方が良いと思う。
- 福祉事業者のBCP策定時には「地域資源を活用できるか」という部分も問われる。自分の施設がある小学校と日頃から繋がることで、災害時に施設へ避難してきた方を指定避難所にも振り分けていくことができるかもしれない。
- (市民)独居老人用の分かりやすいハザードマップがほしい。(避難場所、電話、交通手段等々)
- (市民)障害者に対しての災害が起きた時のことを詳しく情報ほしい。
- (市民)災害時の避難場所のマップを地域・町内の掲示板に貼ってほしい。
- (民生)高齢者の独居世帯、高齢者夫婦世帯が増えている。民生児童委員の自分自身も高齢者になった。目が行き届かないことも多く、災害が起きた時はどうするのか、もっと道筋を付けた話や具体的な行動を示してもらえると不安が少しでも解消される。
- (民生)自分の担当区域以外にも同じ町会の民生児童委員の担当者のことも把握しておくことは、急を要する場合等に役立つと思う。高齢者名簿兼避難行動要支援者名簿を互いに共有することは難しいか。
- (民生)大きな災害が起きた時、民生委員だからといって過剰な期待や負担を求められても困る。先ず自分が無事であれば何もできない。自分が無事ならば次は自分の家族、それで精一杯。
- (民生)防災訓練をしてほしい。地域の学校の協力のもとやっていきたい。
- (民生)地域の障害を持つ方のことを、担当だけでなくもう少し広い範囲で知っておくことが災害時に支援するためにも必要だと思う。発達障害の子の特性と実在を知ること配慮できることもあると思う。
- (民生)日頃の活動において、民生委員が一人で頑張ったところで災害時は地域での協力が不可欠。社会福祉協議会(町会)に入っていない方が増えており、連携がとりづらくなっている。町会に入っていないなくても避難時の訓練等を地域で実施することを早急に進めてもらいたい。
- (民生)避難時に民生児童委員一人では責任が重すぎる。せめて要配慮者を自治会で共有し、避難に協力してもらえるようにしてほしい。
- (民生)要配慮者の避難支援のため、個別支援計画を進めているのを知らなかったが、必要なこと。対象者名簿は配布されているが、災害時、民生委員としてどう行動すれば良いのか分からない。ご近所各々の指定避難を考えられている。避難先の把握をしておく必要があるのではないか。
- (保護)地域住民の60%以上の高齢者を避難するのに民生委員、保護司ともに60歳以上の方が多く現実的にかんがりの無理がある。
- (事業所)要配慮者の避難方法を決めておく支援計画があると心強い。南海トラフ巨大地震が発生する前に、それに耐えられる福祉避難所の整備を進めてもらいたい。
- (事業所)介護施設は常に人員不足の状態であり、なかなか災害対策に取り組めてない。具体的な地域に合ったマニュアルのひな型や作成への支援をお願いしたい。
- (事業所)福祉避難所でなくても、災害時、利用者のかけこみ場所をサービス事業所が担うことも想定され、日常から事業所が地域住民とどのような関係を作っているかが、非常時に生きてくると考える。

委員意見等一覧 ⑤

○計画策定部会委員意見 ●アンケート意見 ◆その他支援関係者からの意見

次期計画に向けた意見

【地域特性に応じた計画について】

- 今後の地域福祉を考える上で、市全体としての取組みだけでなく、地域特性に応じた取組みを進めていくという方法も検討する必要があるのでは。
- 加入率が低下している地域でも、NPO活動が増加していること自体が地域の「つよみ」と言えるのでは。
- 福祉部局、まちづくり部局、市社協のCSWが連携することで、地区別ビジョンの推進を図ってはどうか。
- 尼崎市のつよみは、全市的なネットワークに頼らず個々に動ける人が多いことではないか。6行政区ごとにコミュニティが確立されており、他の行政区の良いところを取り入れてそれぞれ行政区が取り組んでいる風潮がある。
- 若い世代は小学校区のまとまりがイメージしやすく、また、災害領域でも8～9割が指定避難所に避難する予定と答えている。小学校という物理的な建物を基軸にした取組みが、尼崎市にはフィットするのではないか。
- 大庄地区では3世代同居や代々その地区に住んでいる人が多く、町会加入が当たり前という空気がある。
- (事業所)大庄地区は高い建物が少なく、高齢者が多く住んでいる。歩いての避難が困難で車椅子を使用しても階段が上がれない。

【再犯防止推進計画について】

- 再犯防止での「入口支援」「出口支援」といった視点はまだ乏しく、触法障害者の実態把握や検討の場が必要。
- アンケートで非行や犯罪をした人に「就労支援が必要」と考える人が多くいたが、協力雇用主に雇用されても、本人の特性が従業員に伝わっていない、理解が得られない等の理由で職場に馴染めず、結果的に仕事が続きにくいといったケースも聞いている。
- ◆ 「出口支援」に取り組む弁護士にとっては、対象者が複雑・複合化した課題を抱え、支援にゴールが見いだせなかったり、直ちに解決が難しい事案も多い。「出口支援」は「出口の見えない支援」とも言われており、福祉サービスとの連携が必要不可欠。
- ◆ 非行や犯罪をした人の支援には地域の理解も欠かせない。地域への繋ぎ、一緒に取り組む意識が重要。
- ◆ 兵庫県弁護士会の「寄り添い弁護士制度」は、弁護士会の中でも様々な立場で活動している弁護士がいることや周知不足等もあり、十分に制度活用がされていない状況にある。
- ◆ 「寄り添い弁護士制度」が活用されていないが、犯罪をした人で福祉サービスによる支援が必要な対象者は存在する。尼崎市にも、そういった対象者の支援を行ってくれる弁護士はいる。
- ◆ 兵庫県弁護士会には、「入口支援」として触法障害者の支援を行う弁護士のプロジェクトチームがある。
- ◆ 性犯罪やアルコール・薬物依存、窃盗等は、それぞれ背景に複雑な課題を抱えていることが多い。そういった人への支援には、目の前の課題だけでなく、犯罪に至る主原因を見分けた上で更生の道を探っていくことが必要。

【重層的支援体制整備事業について】

- 重層的支援体制整備事業における連携、調整、コーディネーション等により、何ができるかというビフォーアフターを、具体的なエピソードで説明でき、それを市民とも共有することが必要。
- 色々なことに取り組む人や組織を魅力的に見せていく必要がある。重層的支援体制のコーディネーターが、その人や組織の役割を可視化しなければ、繋がる事の可能性に手応えが見えず、継続していかないと感じた。
- ◆ 包括支援担当が開催している気付き支援型の地域ケア会議でも、その時に動いてほしい機関(事業所等)が動いてくれないことがある。この事業も結局は同じことにならないかと懸念している。積極的な事業所は協力してくれるため、うまくPRができればと思う。
- ◆ 8050問題のような複合課題に対応するには、個人に起因する関係性では担当替えで関係が切れることもあり、組織で対応できる体制が必要。
- ◆ 社協から市の関係機関にケースカンファレンス等への参加を依頼してもなかなか集まってもらえないのが現状。この事業を通じて集まってもらえるなら助かる。
- ◆ 事業構築にあたり、①形だけの会議は作ってほしくない、不必要に関係機関を集めず、必要な部署で意義のある話をしたい、②「大変ですね」と労える痛み分けの協議であってほしい、③やりがいをもって取り組みたい、顔の見える関係を築いていけるものになりたい、という点をお願いしたい。
- ◆ この事業の必要性を理解してもらい、関係機関に協力してもらうことが必要。
- ◆ 多機関協働事業について、まともな役割は相当な知識のある人、笑顔が素敵な人が必要。
- ◆ 他の事業につなぐ際に、つなぐ先の事業者がどのような人か分かっていなければ、支援が上手くいかない場合がある。
- ◆ 民間団体で支援方法などを共有することで、事業者の負担減になるようになればいい。
- ◆ 支援される側にも支援の担い手になれる人はいる。そうした人たちとフードバンクや学生服バンク、ひきこもり支援をやっていきたい。
- ◆ 就労していてもボランティアに参加する人がいる。それは、働いていても居場所づくりができていないということ。居場所をしっかりと作らないと社会参加にならない。ボランティアなどで地域の居場所を作り、本人との信頼関係ができれば、その人達を中心とした、ごみ屋敷の清掃など他の活動にもつながる。

V. 計画の取組内容と方向性について(本編 P6~13)

目標	展開方向	取組・方向性	位置付	取組・方向性	区分
1 「ささえあい」を育む人づくり					
(1) 福祉学習の推進					
多様な手法による学びの推進			①	市民が地域課題に関心をもち、その解決に取り組む意識を醸成するため、自治のまちづくりの拠点である各地域振興センター等において市民活動団体などと連携し、地域の福祉ニーズに応じたさまざまな学びの場づくりを進める。	更新
			②	次の世代の担い手の育成に取り組むため、高校生、大学生等と市民活動団体との協働による、地域課題の解決に向けた体験的な取組の促進を行う。	更新
			③	身近な地域課題を共有、学習するためのICTの活用も含め、さまざまな手法による学びや協議の場づくりを進める。	新規
学びの情報発信の充実			④	地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。	更新
			⑤	さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。	新規
(2) 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援					
マッチングの推進			①	地域資源情報を検索できる地域情報共有サイト「あましえあ」の情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。	新規
			②	学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、高校生・大学生等の活動経費を支援するとともに、市社協や各地域振興センターとも連携し、協働の相手方となる市民活動団体の紹介等を行う。	更新
			③	市社協への支援を通じて、既存の活動団体における活動者やささえあい地域活動センター「むすぶ」登録者に対し、地域で必要とされている具体的な地域福祉活動を提示することで、更なるマッチングを推進する。	更新
地域福祉活動情報の提供の充実			④	地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)	(再掲)
			⑤	さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。(再掲)	(再掲)
(3) 地域福祉を推進する人材の育成					
地域にかかわる専門職の研修の充実			①	地域福祉活動専門員の研修経費の補助などを通じ、多様化・複合化した地域課題に対応できる専門性の向上に向けた支援を行う。	更新
			②	市職員や地域包括支援センター等の支援関係者と地域で活動する民生児童委員や保護司等の支援関係者が、お互いを理解し、顔の見える関係を構築するための研修を実施する。	更新
2 多様な主体の参画と協働による地域づくり					
(1) 地域を支えるネットワークづくり					
地域での話し合いの場づくり		重層	①	市社協との連携により、市民が活動しやすいさまざまな圏域で、興味・関心に応じた「子育て」「高齢者等の見守り」などの多様なテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。	更新
			②	地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)	(再掲)
多様な主体による協働の取組の推進		重層	③	市社協と連携し、地域住民や福祉専門職、事業所、当事者団体等の多様な活動主体に地域福祉ネットワーク会議への参画を促すとともに、地域ごとの課題や高齢者等の見守り、災害時要援護者支援等の全市共通課題の共有、解決に向け、多様な主体による協働の取組を推進する。	更新
			重層再犯	④	地域福祉推進協議会等により、地域福祉ネットワーク会議で提起された地域福祉活動の推進方策や複雑・複合化した個別課題の解決に向けた協議、検討を行う。
(2) 地域での見守り・ささえあいの充実					
多様な見守り・ささえあいの推進		重層再犯	①	高齢者等の要支援者を対象とした訪問型の見守りや通い型の見守り等、重層的な見守り活動を進めるとともに、市社協と連携し、連協圏域に限定しない見守りを推進する。	更新
			②	子どもから高齢者まで、また、課題を抱えた当事者も含めて交流や活躍のできる多様な居場所づくりを進める。	更新
			③	市民活動団体と高校生・大学生等の福祉課題の解決に向けた協働による取組を支援することで、地域福祉活動の推進に取り組む。	更新
			④	地域資源情報を検索できる地域情報共有サイト「あましえあ」の情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。(再掲)	(再掲)
			⑤	地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)	(再掲)
社会貢献活動の推進			⑥	地域公益活動を実施していない社会福祉法人に対し、指導監査実施時に他法人の取組状況を踏まえた助言を行うことなどにより、地域公益活動の積極的な実施に向けた啓発や情報提供を行う。	更新

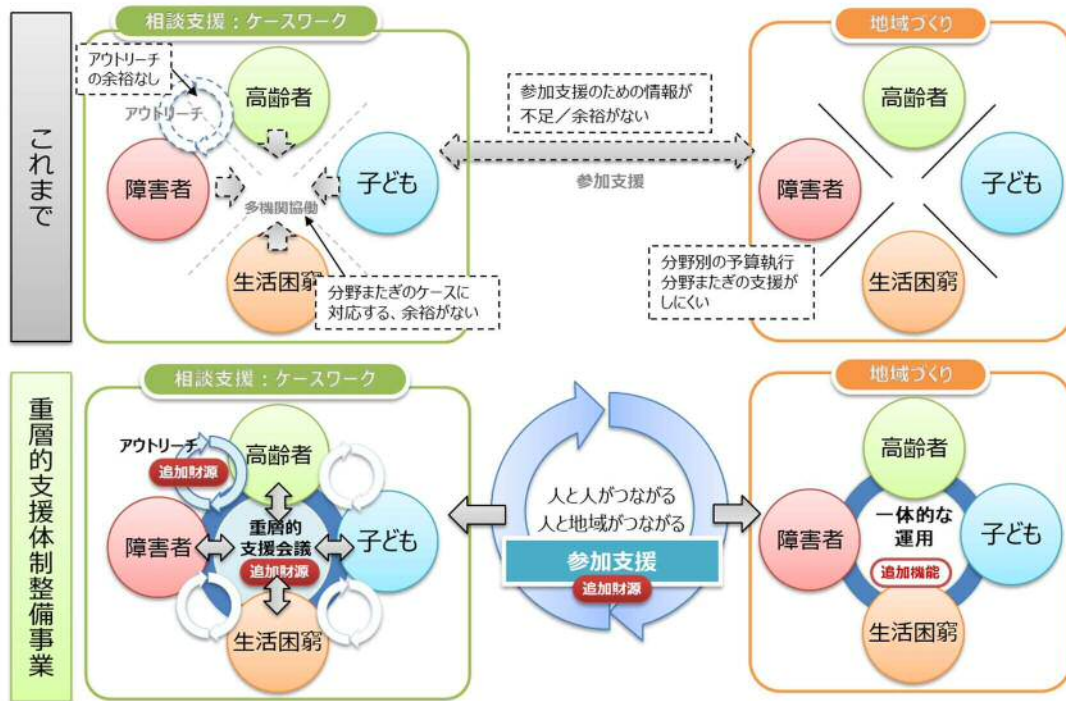
目標 展開 方向	取組・方向性	位置付	取組・方向性	区分
3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり				
(1) 包括的・総合的な相談支援の充実				
うけとめ・つなげる相談支援の推進	重層 再犯	①	複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。 ・既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化と連携意識の醸成 ・支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実 ・多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり ・本人同意がなくても支援関係者間で支援に必要な情報共有を可能とするため社会福祉法に位置付けられた「支援会議」等の効率的・効果的な実施	新規
		②	生活困窮者の支援体制の充実により、ニーズに応じた自立支援の取組を進める。また、市社協や支援機関とも連携し、迅速かつ適切な支援に努める。	更新
		③	福祉的な課題を抱え非行や犯罪をした人の立ち直りを支援するために、刑事司法機関(保護観察所等)や地域生活定着支援センター等と連携し、特性に応じた支援や非行防止等の取組を進める。	更新
		④	市社協と連携し、見守りなどの地域のささえあい活動へのつなぎ等による長期的、継続的な伴走支援を行う。	新規
		⑤	居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。	新規
就労・学習支援の充実	重層	⑥	関係機関と連携し、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。	更新
	重層	⑦	発達障害や知的障害等が疑われる子どもについては、学習支援教室を含め適切な支援機関や各種事業につなげられるよう、関係機関と情報共有・連携強化を進める。	更新
相談支援を担う人材の育成		⑧	地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。	更新
(2) 権利擁護の推進				
成年後見制度の利用促進	成年 重層	①	権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるコーディネート機能の充実や複雑・複合化した課題解決に向けた関係機関との連携強化に取り組む。	新規
	成年	②	成年後見等支援センター運営委員会等において、「家庭裁判所への申立前から後見人候補者を選任する受任調整」「後見人候補者の段階からの支援参加」による、市長申立から決定までの期間短縮や支援者の負担軽減等の運用改善に向けた協議、検討を行う。	新規
	成年	③	さらなる市民後見人の養成等に向け、ICTを活用した養成研修や未活動の養成研修修了者等に対する知識・スキル向上に資する支援、市民後見人の必要経費の支弁等の検討を行う。	新規
	成年	④	市社協や地域振興センター、教育委員会と連携し、市民向けフォーラムの開催や各種研修会等での説明、各種関係機関からの啓発チラシの配布、SNSを活用した広報等、成年後見制度の周知に向けた啓発や情報提供を行う。	更新
人権侵害防止や差別解消の推進		⑤	市が把握した人権侵害や差別事象について、課題の的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組む。	更新
		⑥	「子どものための権利擁護委員会」を設置し、子どもの権利に関する救済や相談を受け付け、必要に応じて調査や関係者間の調整等を行い、制度の改善等が必要な場合は、関係機関等に対して提言等を行う。	新規
		⑦	地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。(再掲)	(再掲)
指導監査の充実		⑧	引き続き、適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。	継続
(3) 情報・コミュニケーション支援の推進				
多様な手法による情報提供やコミュニケーション支援の充実		①	「シニア情報ステーション」を活用し、福祉サービスや地域活動等に関する情報発信を進める。	更新
		②	高齢者や障害のある人、外国籍住民などが円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、障害特性や多言語に配慮した情報提供・意思疎通支援など情報・コミュニケーションの支援に取り組む。	新規
		③	市民や支援関係者等が、地域で活動する際の情報や支援に必要な情報を取得・利用できるよう、地域情報共有サイト「あましえあ」などを活用し、市民活動団体の取組や事業所情報の共有に取り組む。	新規
(4) 要配慮者(災害時要援護者)支援の推進				
要配慮者避難支援の充実		①	要支援者システムを活用した避難行動要支援者名簿の整備とともに、災害リスクの高い避難行動要支援者を把握し、自主防災会や市社協、福祉専門職と連携し、個別避難計画の段階的な作成を行う。	更新
		②	要配慮者支援体制の構築に向け、市と福祉専門職との災害時連携マニュアルを策定する。	更新
		③	災害情報を必要な地域、グループへ配信を行うことができる携帯電話網を活用した「防災情報伝達システム」を活用して支援関係者と連携し、要配慮者への確実な情報伝達に取り組む。	新規
		④	避難行動要支援者が安心して避難ができるよう、多様な避難先の確保と避難所運営等に係る具体的な手順を整理し、支援関係者や市民に共有する。	更新
地域防災力の向上		⑤	市民が地域課題に関心をもち、その解決に取り組む意識を醸成するため、自治のまちづくりの拠点である各地域振興センター等において市民活動団体などと連携し、地域の福祉ニーズ等に応じたさまざまな学びの場づくりを進める。(再掲)	(再掲)
(5) 安全・安心に暮らす取組の推進				
住宅確保要配慮者支援等の推進		①	居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。(再掲)	(再掲)
		②	民間団体・事業者等と連携した居住支援策の検討等や、賃貸住宅オーナーへの啓発・PRによる高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を図る。	新規
		③	高齢期の生活支援の充実や利便性の向上に向け、市営住宅の建替で創出した余剰地を活用し、地域状況に応じた福祉施設、生活利便施設等の導入を図る。	新規
地域での防犯対策等の推進		④	高齢者の見守り活動等のさまざまな地域の活動と連携し、防犯意識を高める啓発活動や各世代に応じた消費者教育等を行う。	更新

VI. 各取組の補足資料について

1. 重層的支援の推進について(本編 P4～5、P10)

(1) 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業で何が変わるのか



重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック(令和3年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

(2) 重層的支援体制整備事業における各種事業について

重層的支援体制整備事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。※重層的支援体制整備事業については、「(参考資料1)重層的支援体制整備事業における各事業の支援フロー」をご参照ください。

- 重層的支援体制整備事業における各事業の内容については、以下のように社会福祉法第106条の4第2項に規定しています。
- 「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しており、それぞれの事業を個別に行うのではなく、一体的に展開することが重要です。

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ● 支援機関のネットワークで対応する ● 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会とのつながりを作るための支援を行う ● 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ● 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ● 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ● 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援が届いていない人に支援を届ける ● 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ● 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ● 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ● 支援関係機関の役割分担を図る

厚生労働省「地域共生社会ポータルサイト」より

地域で顕在化してきた課題	
1	ひきこもりやごみ屋敷、多頭飼育崩壊などの複雑・複合化した事例の増加
2	複雑・複合化した事例は、本人、家族が支援に拒否的であることや、家庭内に潜在していることでの課題の深刻化
3	課題に直面する地域住民が相談先が分からなかったり、関わることへの負担感等

地域の課題を受け止める
支援側の課題

尼崎市の強み	
1	各福祉分野の相談件数の増加や支援の専門性に対応するため、分野ごとの支援機関の充実と支援の迅速化
2	市社協や地域包括支援センター等の相談支援機関と民生児童委員等との連携による地域における相談を受け止める裾野の広がり

市の強みを最大限に活かした
包括的相談支援体制の構築

支援における課題	
1	課題の深刻化、複合化による支援の長期化、困難化
2	課題を把握した支援機関ごとの対応により ① 連携の回り方が異なり、調整への負担感や情報共有等の課題から十分な連携が図られない ② 対応する制度が無いことなどを理由に課題が見過ごされる ③ 主な課題解決に対処するものの、背後・背景にある課題が見過ごされることにより、課題が深刻化する可能性
3	分野だけでなく個人や世帯のライフステージの連続性を意識した情報共有、連携による切れ目のない支援の必要性
4	相談を受け止めるための包括的な視点でアセスメントのできる人材の確保・育成
5	個人の価値観やニーズの多様化が進み、分野ごとの公的サービスでは十分な課題解決が図られない場合も多く、 ① 支援における分野を超えたサービスの相互利用や
6	② 当事者や家族のニーズに対応する社会資源の把握や新たな社会資源の開拓・開発の必要性
7	当事者や家族の生活基盤を支える地域資源や市社協、民生児童委員等の活動資源との協働していくための行政における地域を支える体制の構築

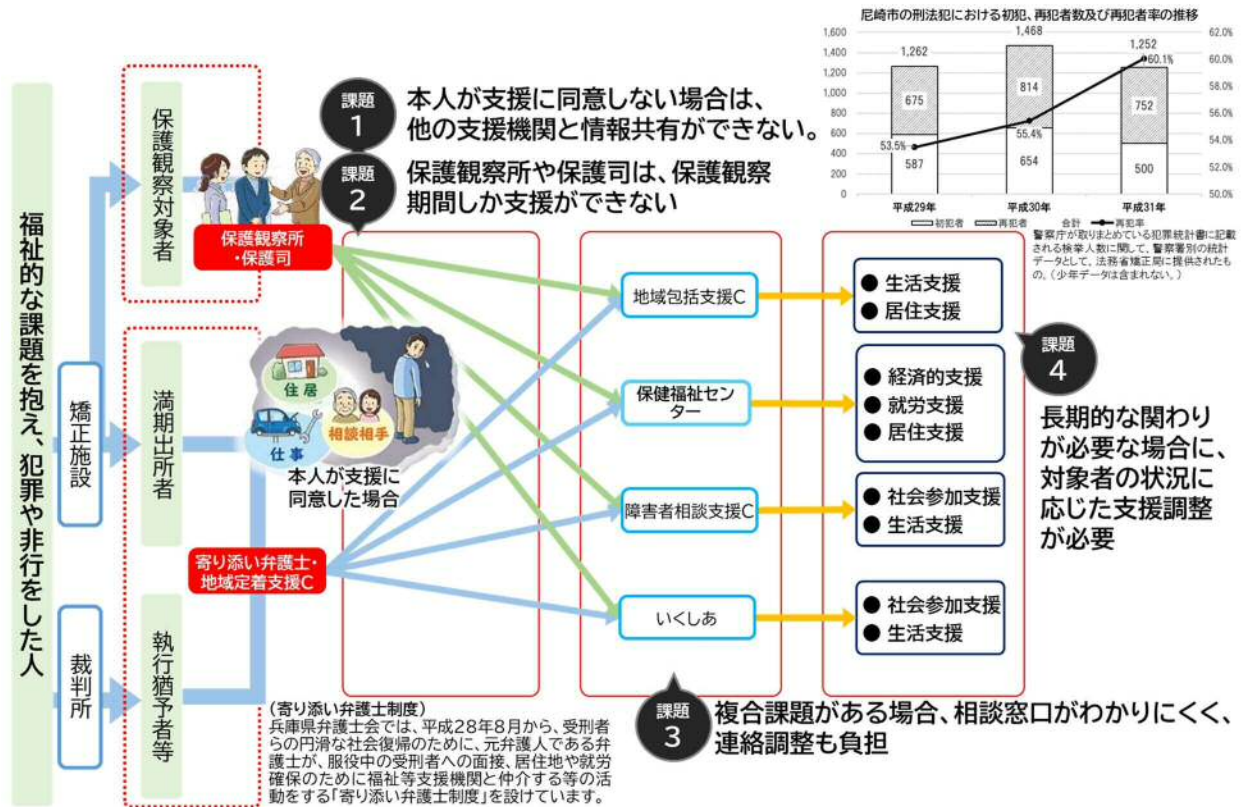
縦割りの課題

協働の課題

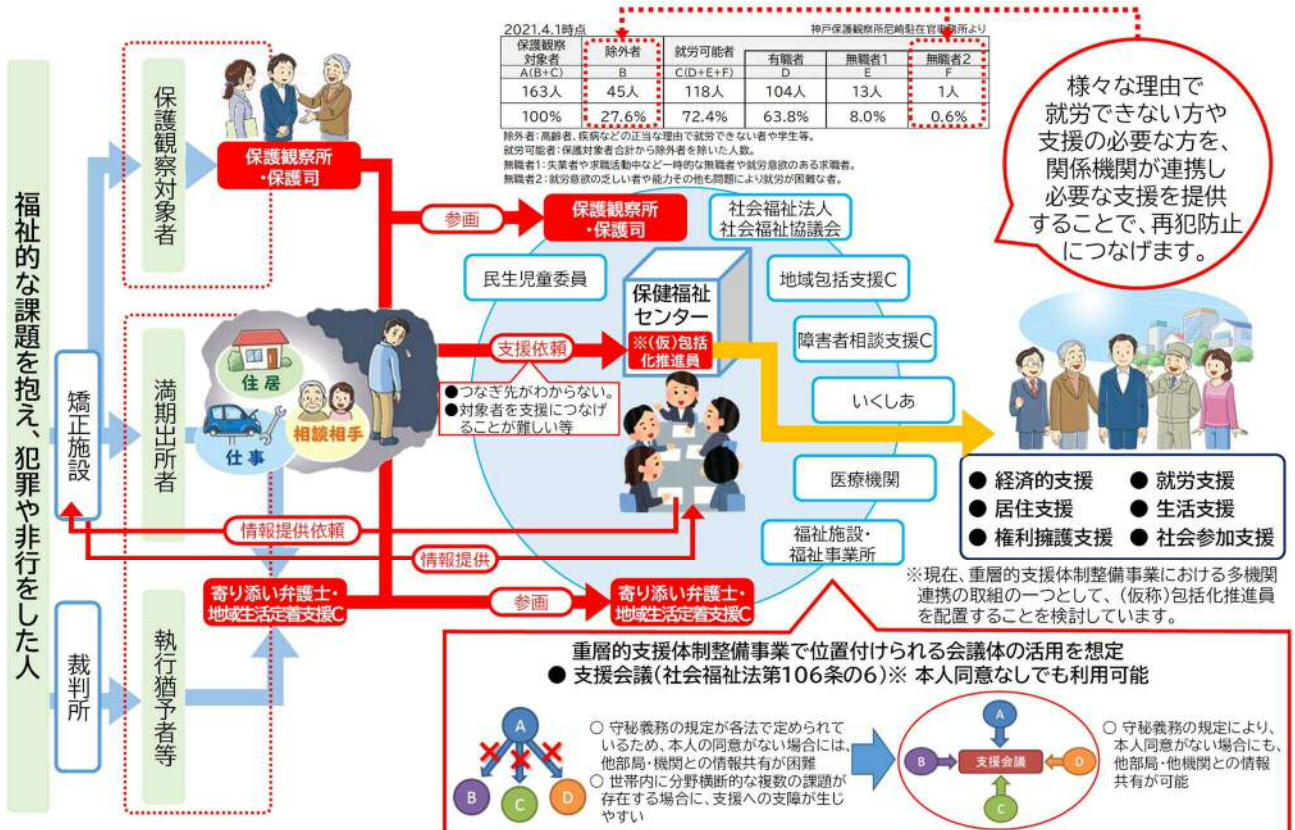
重層的支援体制の構築に向けた取り組みの方向性	
【Ⅱ-1】 基幹的機能による包括的な相談支援体制の構築 各分野の支援調整機関の役割や機能を集約・整理し、庁内連携の中核として課題解決に向けた分野横断的かつ複合的な役割・機能を果たす基幹的機能の構築 (基幹的機能イメージ) ① 相談機能: 様々な相談を包括的に受け止め、必要に応じてアウトリーチを行うことにより、課題が深刻化する前の早期把握と早期支援につなげる機能 ② 支援調整機能: 関係部局等の情報の集約、支援機関等をつなぐネットワークの形成、チームによる支援体制の編成役割や支援の方向性を整理するコーディネート機能 ③ 権利擁護機能: 当事者の声に寄り添い、必要に応じて措置等の権限を行使し、解決につなげることのできる機能 ④ 人材育成機能: 【提言Ⅱ-3】を参照 ⑤ 情報共有機能: 【提言Ⅱ-4】を参照 ⑥ ネットワーク機能: 福祉課題等を市行政内外の専門機関等が共有し、課題解決に向けて協議するネットワーク構築	【Ⅱ-3】 包括的な相談支援体制を支える人材の育成 多機関協働による支援を提供するための専門性や、様々な分野の幅広い知識、経験をもつ人材の育成
【Ⅱ-2】 地域住民・支援機関のネットワークを支える体制づくり ○ 地域住民が課題を共有し、我が事として認識するための仕組みづくり ○ 市民等が自発的に様々な活動に参画し、その活動の中から生活課題の解決に取り組もうとする環境の構築 ○ 地域に潜在化する複雑・複合化した課題を抱えた個人や家族の早期把握と支援とともに、多様な活動主体が課題を共有し、解決に向け活動しやすい環境づくりやそれぞれのネットワークを支える体制の構築	【Ⅱ-4】 包括的な相談支援体制を支える情報共有の仕組みづくり 支援機関や支援者、地域住民との協働を進めるために、支援に必要な情報を適切かつ円滑に共有する仕組みづくり

2. 再犯防止の推進について(本編 P4~5、P10)

(1) 再犯防止における福祉施策との連携の現状と課題(概略)



(2) 再犯防止推進に向けた取組イメージ



(3) 尼崎市の再犯防止に関連する取組

国の再犯防止推進計画 ガイドライン	取組内容	本市で実施している(又は検討中)主な事業や取組	所管課等
1 就労・住居の確保等のための取組	(1) 就労の確保	① 生活困窮者自立相談支援事業(無料職業紹介機能による中間的就労のあっ旋) ② 障害者就労支援事業 ③ 協力雇用主による公共調達受注の機会を増やすための優遇措置 ④ 就労にあたってなんらかの支援を必要とする人への就労支援(就労準備支援事業、ハローワークとの一体的支援事業)	① 南北福祉相談支援課 ② 障害福祉政策担当 ③ 契約課 ④ 南北福祉相談支援課
	(2) 住居の確保	① セーフティネット住宅登録制度の活用 ② 生活保護制度(住宅扶助)の適用 ③ 住居確保給付金の支給 ④ 総合支援資金の貸し付け	① 住宅政策課 ② 保健福祉管理課 ③ 南北福祉相談支援課 ④ 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	(3) 高齢者又は障害のある者等への支援	① 地域包括支援センター ② 障害者(児)相談支援事業所 ③ 成年後見制度の利用促進 ④ 日常生活自立支援事業	① 包括支援担当 ② 障害福祉政策担当 ③ 北部福祉相談支援課 ④ 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 ⑤ 疾病対策課
3 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組		⑤ 精神保健相談	①② 疾病対策課
4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	(5) 学校における修学支援と地域と連携した非行防止	① ユース相談支援事業費 ② 要保護・要支援児童等見守り強化事業 ③ 尼崎市要保護児童対策地域協議会 ④ こども総合相談 ⑤ 少年補導活動事業 ⑥ 青少年健全育成啓発事業 ⑦ 学習支援事業	①～④ こども相談支援課 ⑤～⑥ 社会教育課 ⑦ 北部保健福祉管理課
5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組	(6) 関係機関・団体との連携促進及び民間協力者の活動の促進	① 尼崎市保護司会等の更生保護団体に対する補助 ② 「社会を明るくする運動」の推進 ③ 民間協力者の活動の広報・啓発 ④ 保健福祉センター及び子どもの育ち支援センター職員向けへの更生保護に関する研修の実施	①～④ 福祉課
6 国・民間団体等との連携強化等のための取組		① 重層的支援体制整備事業(現在検討中)	

(4) 更生保護関係団体及び関連支援機関

保護司及び保護司会

- ・保護司は、保護司法に基づき、法務大臣からの委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、市町村単位で保護司会を組織し、保護観察や社会復帰のための生活環境の調整、犯罪予防活動を行っています。
- ・全国に886の保護司会があり、保護司は約47,000人、尼崎には167人の保護司がいます。(令和2年10月1日時点)

更生保護女性会

- ・女性としての立場から、地域社会の犯罪・飛行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、罪を犯した人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。尼崎市では保護司の夫人で構成されています。

協力雇用主

- ・犯罪や非行をした人の立ち直りには、就労生活の安定を図ることが大変重要ですが、こうした人々は、その前歴ゆえに職に就くことが必ずしも容易ではありません。協力雇用主は、こうした人々を差別することなく積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業者で、全国に約23,000社の協力雇用主がいます。
- ・尼崎市には「琴友会」という雇用主会があり、約52社が加盟しています。(令和2年度)

BBS会(Big Brothers and Sisters Movement)

- ・非行など様々な問題を抱える少年に、兄や姉のような身近な存在として接し、相談相手となって、少年の自立を支援する「ともだち活動」などの活動を行う青年ボランティア団体で、全国に約500のBBS会、約4,500人の会員がいます。
- ・尼崎市では関西国際大学の学生が頑張っています。

更生保護協会

- ・保護司会、更生保護女性会、BBS会など更生保護に関係する団体の諸活動を支援する組織です。
- ・尼崎では会員を募って更生保護団体などに助成するとともに、「社会を明るくする運動」を共催しており、会員数は、賛助館員2社、法人会員41社、個人会員226名です。(令和2年年度)

コレワーク近畿(矯正就労支援情報センター室)

- ・コレワークは、事業主の方が刑務所出所者等を雇用するための各種支援を行う機関であり、受刑者等(受刑者及び少年院在院者)の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理しており、事業主の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設の紹介、事業主の矯正施設での採用手続きのサポートのほか、各種支援制度や矯正施設見学会等の案内を行っている。

法務少年支援センター(少年鑑別所)

- ・少年鑑別所は、法務少年支援センターという名称で、非行・犯罪問題の専門機関として、本人やその家族、機関等からの依頼に応じ、心理相談、面接や心理検査等の結果を踏まえた助言、研修や講演会の実施等、地域における非行・犯罪防止のほか、青少年の健全育成に資する活動を行っている。
- ・兵庫県内における相談は神戸少年鑑別所が管轄しており、未成年だけでなく、成人からの相談にも応じている。

(5) 国の再犯防止推進計画の概要

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある



国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

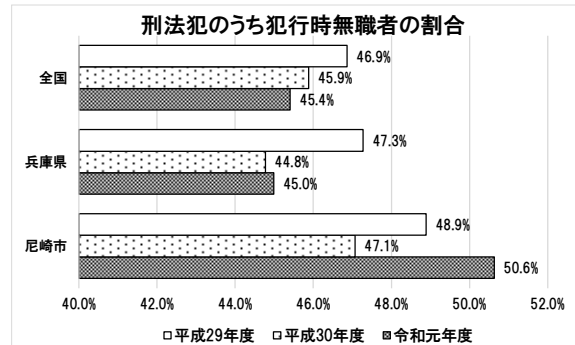
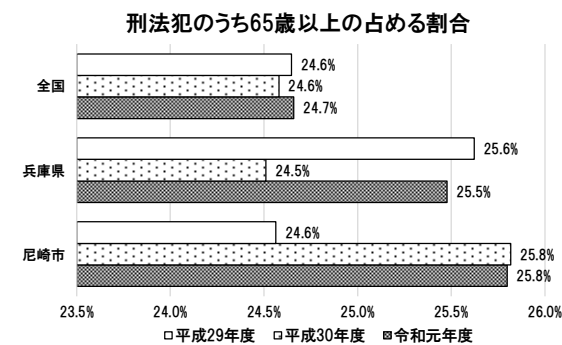
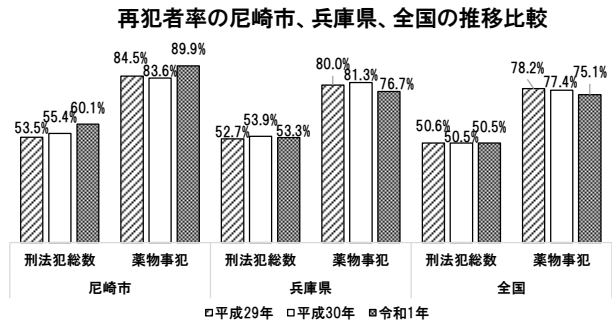
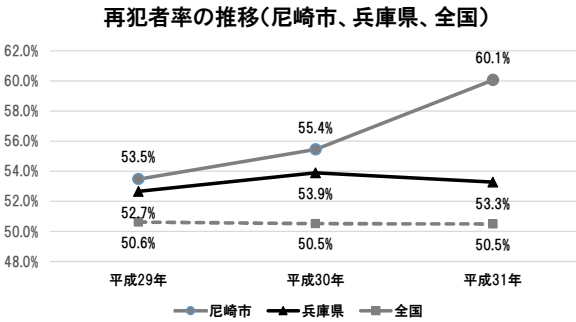


政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

(6) 再犯防止の取組に関する参考資料

(参考) 尼崎市における再犯に関する統計データ

警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたもの。(少年データは含まれない)



注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。
 注2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

(参考) 委員等の意見について

○計画策定部会委員意見 ●アンケート意見 ◆その他支援関係者からの意見

- 保護司は福祉の支援機関のことをあまり知らないため、連携が十分でないと感じている。特に、南北保健福祉センターとのつながりが薄い。
- 犯罪をした人の支援にあたっては、身近な地域の人は声かけ等の役割を、専門職は寄り添いの役割を、それぞれ分担して取り組む必要があると考えている。
- 保護司は保護観察期間が終了すると対象者とは関わりをもつことができなくなるため、地域でゆるやかに見守りを継続するためにも、支援者間のネットワーク構築が必要。
- 再犯防止での「入口支援」「出口支援」といった視点はまだ乏しく、触法障害者の実態把握や検討の場が必要。
- アンケートで非行や犯罪をした人に「就労支援が必要」と考える人が多くいたが、協力雇用主に雇用されても、本人の特性が従業員に伝わっていない、理解が得られない等の理由で職場に馴染めず、結果的に仕事が続かないといったケースも聞いている。
- (保護)対象者のニーズと組織や機関のつながりが図式化されうまくなれば、助かるケースも多い。
- (保護)課題のある対象者を関係機関につなぎ、ケース検討会を持ち、保護観察解除後も引き続き支援が必要。
- (保護)生活環境調整段階で支援困難が予想される場合、行政や関係機関との連携の仕組みづくりができればと考える。連携先に情報を開示し、ケース内容を共有することが不可欠。
- (保護)対象者が直接相談できる民間の「人材派遣」のような

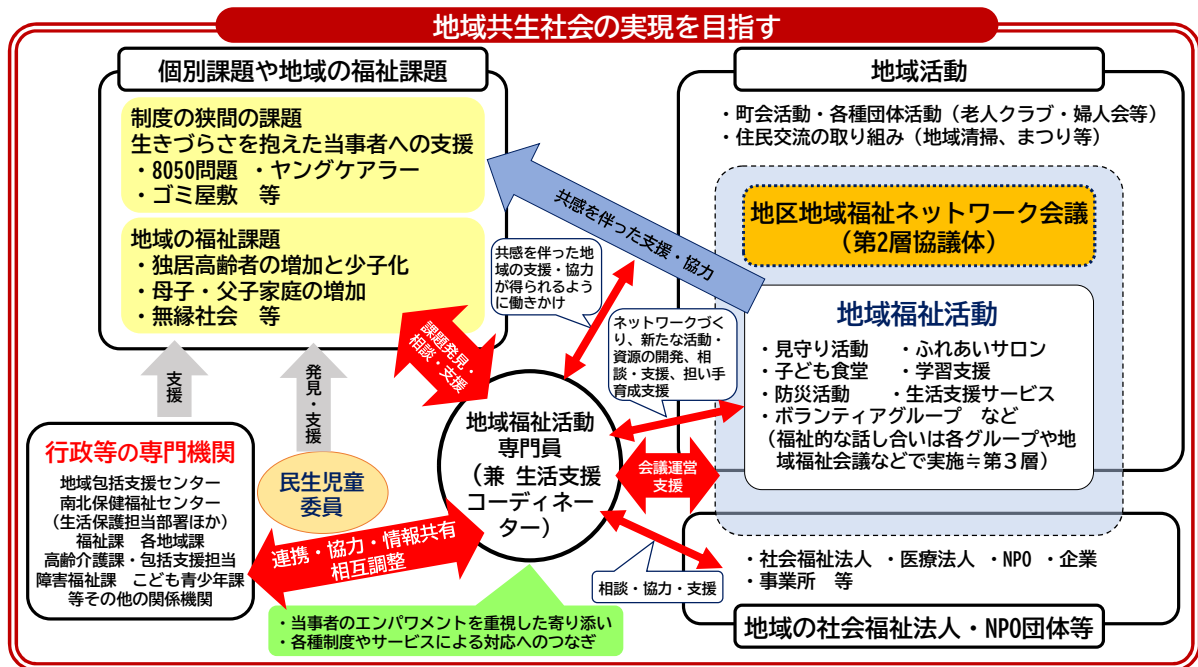
- 窓口があれば、気軽に就活アプローチをするのではと思う。
- ◆ 裁判所や検察庁から、執行猶予には対象者の今後の生活の見通しが条件と指示されることもあり、その場合、生活保護制度の活用等を含め、行政の福祉サービスとの連携が必要となるものの、そのための調整が難しい場合がある。
- ◆ 「出口支援」に取り組む弁護士にとっては、対象者が複雑・複合化した課題を抱え、支援にゴールが見いだせなかったり、直ちに解決が難しい事案も多い。「出口支援」は「出口の見えない支援」とも言われており、福祉サービスとの連携が必要不可欠。
- ◆ 非行や犯罪をした人の支援には地域の理解も欠かせない。地域への繋ぎ、一緒に取り組む意識が重要。
- ◆ 兵庫県弁護士会の「寄り添い弁護士制度」は、弁護士会の中でも様々な立場で活動している弁護士がいることや周知不足等もあり、十分に制度活用がされていない状況にある。
- ◆ 「寄り添い弁護士制度」が活用されていないが、犯罪をした人で福祉サービスによる支援が必要な対象者は存在する。尼崎市にも、そういった対象者の支援を行ってくれる弁護士はいる。
- ◆ 兵庫県弁護士会には、「入口支援」として触法障害者の支援を行う弁護士のプロジェクトチームがある。
- ◆ 性犯罪やアルコール・薬物依存、窃盗等は、それぞれ背景に複雑な課題を抱えていることが多い。そういった人への支援には、目の前の課題だけでなく、犯罪に至る主原因を見分けた上で更生の道を探っていくことが必要。

3. 成年後見制度利用促進について(本編 P11)

第3期計画の取組・方向性	第3期計画中の取組	現状の課題	第4期計画の方向性	第4期計画の取組
<p>① 虐待の広報・啓発や成年後見等支援Cの周知を図るとともに各相談窓口や警察とも連携を深め迅速な対応に努める。</p> <p>② 保健福祉Cの保健福祉総合相談窓口と成年後見等支援Cが連携するために、一体的な設置を進める。</p> <p>③ 福祉サービスの利用援助事業を推進することで、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進める。</p>	<p>【第3期計画の点検・評価シート】</p> <p>① 関係機関や当事者への周知等に取り組んだ結果、成年後見等支援Cの相談支援件数は増加した。</p> <p>② 平成30年1月に設置した南部・北部保健福祉C内に成年後見等支援Cを一体的に設置した。</p> <p>③ 福祉サービス利用援助事業の実施にかかる市社協の人員体制整備の補助を実施し、利用契約件数の増につなげた。</p> <p>【事務局意見】</p> <p>◎ 弁護士や民生児童委員、地域包括支援センター、相談支援事業所等で構成される「成年後見等支援センター運営委員会」において、関係機関が連携して支援にあたる地域連携ネットワーク機能について協議を進め、連携の重要性につき認識の共有を図っている。</p> <p>◎ 認知証高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人及びその関係者を対象に、成年後見制度に係る相談・申立支援、専門職相談会を実施している。</p>	<p>【第3期計画の点検・評価シート】</p> <p>② 成年後見制度利用が必要な人を把握した場合に、<u>関係機関等が連携し支援を行う「地域連携ネットワーク」の機能強化が必要である。</u></p> <p>◎ 当事者の判断能力が低下し、<u>支援を拒否する対応困難ケースの増加など支援が長期化する傾向がみられた。</u></p> <p>【事務局意見】</p> <p>◎ 地域包括支援センターや相談支援事業所等が制度利用の必要な人を発見した場合に備えて、関係機関が連携して適切な支援につなげる地域連携ネットワーク機能の強化が必要である。</p>	<p>【成年後見に係る総合的な支援体制の強化】</p> <p>市民が、自分らしい生活を守るための手立ての一つとして成年後見制度を有効に利用でき、また、権利擁護支援の必要な人の発見と有効な支援が円滑に行われるよう、成年後見に係る総合的な支援体制を強化します。</p>	<p>(1) 「成年後見等支援センター」について、成年後見制度利用促進を中核機関に位置付け</p> <p>① 「成年後見等支援センター運営委員会」の事務局として、関係機関のネットワーク強化や開催回数増加など委員会機能の強化(拡充)</p> <p>② 権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート機能の付加(新規)</p> <p>③ 関係機関における対応困難ケース支援に対する助言・指導を含む進捗管理機能の付加(新規)</p> <p>④ 多機関協働事業の実施に向けて、各関係機関等と連携を図り、複雑化・複合化した事例に対応する機能強化</p> <p>(2) 「成年後見等支援センター運営委員会」を活用した権利擁護支援における課題に対する協議や情報交換、事例検討等の実施(拡充)</p> <p>(3) 成年後見制度相談の実施</p> <p>① 成年後見等支援センターでの窓口相談、訪問型相談の実施</p> <p>② 弁護士相談会、司法書士相談会の実施</p>
<p>① 虐待の広報・啓発や成年後見等支援Cの周知を図るとともに各相談窓口や警察とも連携を深め迅速な対応に努める。</p>	<p>【事務局意見】</p> <p>① 地域で活動する団体・グループに成年後見等支援センターから講師派遣を行い、成年後見制度や市民後見人の活動等について周知啓発を行っている。</p> <p>・ 地域で活動する団体・グループ向けの研修会を実施</p> <p>・ 特別支援学校等を通じて、PTAや保護者向けの啓発チラシの作成と配付</p> <p>・ 地域包括支援センター等関係機関と連携し、全市民的なフォーラムの開催</p> <p>・ 社協だより、本市HPを活用した周知啓発</p>	<p>【事務局意見】</p> <p>◎ 尼崎市の地域福祉に関するアンケート調査(令和3年3月)によると、成年後見制度の相談先としての成年後見等支援センターの認知度は、事業所47.0%、民生児童委員30.2%、一般市民においては9.5%に留まり、相談先をまったく知らない一般市民は59.5%であり、<u>市民や事業所等の制度の周知を引き続き進めることが必要である。</u></p>	<p>【成年後見制度の理解の促進】</p> <p>必要な人が安心して成年後見制度を利用することができるよう、成年後見制度の理解を促進します。</p>	<p>(1) 成年後見制度の周知啓発</p> <p>① 市社協や地域振興センターと連携し、民生児童委員向けの研修会や、見守り安心委員会等で地域住民向けの出前講座等の実施(拡充)</p> <p>② 教育委員会と連携し、保護者向けの啓発チラシの作成・配付や、出前講座等の実施(拡充)</p> <p>③ 地域包括支援センター等と連携し、継続した全市民的なフォーラムの開催</p> <p>④ 市報や社協だより等の広報誌、本市HPを活用した周知啓発</p>
	<p>【事務局意見】</p> <p>◎ 市民後見人の選任にあたっては受任調整会議を開催し、それぞれの案件に応じた条件を満たす市民後見人候補者を裁判所に推薦している。</p> <p>◎ 平成24年度から市民後見人養成講座を実施し、令和2年度までに116人が受講し、75人が市民後見人候補者として登録した。令和2年度末時点では、市民後見人候補者として30人の登録があり、そのうちの8人が裁判所から選任され、市民後見人として活動している。</p>	<p>【アンケート結果や委員意見等】</p> <p>◎ 市長申立てに時間がかかる場合の<u>関係者理解を得るための情報共有や、時間のかかったケースの事後検証等が必要。</u></p> <p>◎ <u>成年後見制度対象外ケースのサポートや、後見人決定までの間、支援者が金銭管理を行わなくても良い仕組み等が必要。</u></p> <p>◎ 単身高齢者の増加に対応し、見守りや安心通報事業、身元保証、死後事務を一体として提供することが必要である。</p> <p>【事務局意見】</p> <p>◎ 成年後見制度の利用を進めるにあたって、市長申立てに時間がかかる場合であっても、適宜状況報告があり、必要なことが必要である。</p> <p>◎ 成年後見の申立てから決定に至るまでに時間がかかったケースについては、事後検証等の取組が必要である。</p>	<p>【成年後見制度の運用の改善】</p> <p>権利擁護支援が必要な人の多様なニーズ、課題に対応できるよう、成年後見制度を有効かつ円滑に運用していくための取組を進めます。</p>	<p>(1) 成年後見制度の円滑な運用に向けた改善(拡充)</p> <p>① 「成年後見等支援センター運営委員会」で権利擁護支援における課題の協議や情報交換、事例検討等を通じて市長申立から決定までの期間等の短縮化を含めた運用改善の検討</p> <p>② 家庭裁判所での後見人の決定に関する処理時間の短縮化を図るため、「受任調整会議」において、事前に後見人候補者を決定するとともに、後見人候補者の段階から支援に参加できる体制の検討</p> <p>(2) 市民後見人の養成・支援の拡充(新規)</p> <p>① ICTを活用した市民後見人養成研修の検討</p> <p>② 活動をしていない養成研修修了者や候補登録者に対して、生活支援サポーター養成研修の受講勧奨や、地域のボランティア活動の窓口となる市社協の「むすぶ」を通じた活動案内など、市民後見人候補登録者等の知識やスキル向上策の検討</p> <p>③ 市民後見人への必要経費の支弁等の検討</p>

4. 尼崎市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員の取組(本編 P3、P4～5)

- 地域福祉活動専門員は、地域の担い手の育成・支援、ネットワークづくり、住民主体の活動支援を行うことにより多様化・複雑化する住民ニーズに対応するため、市社協が平成23年度に市の補助を受けて配置した地域福祉推進の専門職です。平成27年度以降は各地区に2名ずつ、計12名の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)が配置され、活動しています。
- 地域のニーズや課題を発見し、うけとめ、地域住民や関係機関と協力しながら、地域におけるささえあいの仕組みづくりや、地域での生活を支えるネットワーク(専門機関や専門職に留まらず多様な人材による)をつくる役割を担っています。
- 具体的には、ふれあいサロン活動の立ち上げ、地域の見守り活動を進めるなど、地域における福祉活動を進めるために、各種団体や地域住民と話し合いをしながら、つどいの場づくりや組織・グループづくりの提案などに取り組んでいます。
- また、子ども食堂や学習支援に代表される子どもや子育て世代に対する支援、安全・安心のまちづくりに欠かせない防災についての支援体制づくりなど、「子どもから高齢者まで」年齢に関係なく、また個人・グループ問わず支援していく取組も行っています。
- さらに、制度の狭間に陥り、支援が必要と思われるにもかかわらず、各種サービスや制度が届かない場合などの個別支援にも、地域住民の力を得ながら解決に向けて積極的に取り組んでいます。
- これらの取組を進めることが、地域共生社会の実現につながるものと考えています。



2. 活動エリアごとの地域課題共有・解決ネットワーク(本編 P14)

○ 社会福祉連絡協議会圏域、自治会・町会圏域(見守り・つながり・ささえあい推進エリア)

支援を必要とする人を早期に発見し、必要なサービスにつなぐなど適切な支援が行われるためには、まずは近隣住民、自治会・町会、民生児童委員などによる日頃の地域のつながり、ささえあいづくりが大切です。そのためには、社会福祉連絡協議会の圏域を基本としつつも、市民一人ひとりが身近に感じるさまざまな圏域において、サロンや見守り安心委員会などの地域福祉活動を通じて、地域の生活福祉課題を市民同士で気軽に話し合う場が必要です。

第3期計画では、こうした地域の生活福祉課題について定期的に住民同士が話し合う地域福祉会議として捉え、身近な生活圏域で住民が主体となりさまざまな話し合いが行われるよう、市社会福祉協議会とともに取り組んできました。第4期計画においても、引き続き取組を進めていきます。

また、地域の課題解決に向けたつながりづくりや地域の活動を通じて発見された福祉のニーズや課題を専門機関等の相談支援ネットワークへつなぐことなどに取り組む市社協(むすぶグループ含む)の相談支援機能の充実に向けた支援についても、引き続き進めていきます。

○ 小学校区圏域(子どもの支援を中心としたつながりエリア)

子どものシチズンシップを高め、次の世代の地域社会の担い手の育成を図ることは、地域福祉の推進にとって重要なことです。

第4期計画においても、地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループ等との連携により、小学校区圏域を基盤としたネットワークづくりを進めます。

○ 6地区圏域(専門サービスを中心としたつながりエリア)

第3期計画においては、6地区ごとに設置されている介護保険制度における協議体をベースに、地域の団体、専門機関や幅広い市民など多様な活動の主体が参画し、支援の必要な個別ケースや、地域全体で取り組むべき課題について共有、検討、解決を図る場として、地域福祉ネットワーク会議を設置しました。

この地域福祉ネットワーク会議では、地域だけでは解決が難しい課題について、住民と専門機関などの多様な主体が協議し、課題解決に向けて検討しています。

第4期計画においても、課題の解決に専門的な支援が必要となる場合には、南部・北部保健福祉センターにおける総合相談窓口を中心とした相談支援のネットワークや、地域ケア個別会議などの対象者別の会議体とも情報共有、連携しながら、一体的に取り組んでいきます。

また、「うけとめ・つなげる相談支援」の推進にあたっては、各地域振興センターや市社協むすぶグループとも連携し、地域に潜在化している課題を早期に発見し、うけとめるとともに、地域のささえあい活動へのつなぎ等による継続的な伴走支援も進めていきます。

○ 市域全域(公的サービス整備エリア)

第3期計画では、対象者別、制度別に限定されない幅広い福祉課題等を全市的に共有し、課題に対応する施策等を協議するため、地域福祉推進協議会を設置し、地域福祉ネットワーク会議の内容の共有、各地域での実践や社会資源等の他の地域活動へのつなぎ、行政の各業務への反映や、各圏域の取組を通じて把握された地域の生活福祉課題に対応する制度の施策化等の意見交換を行ってきました。

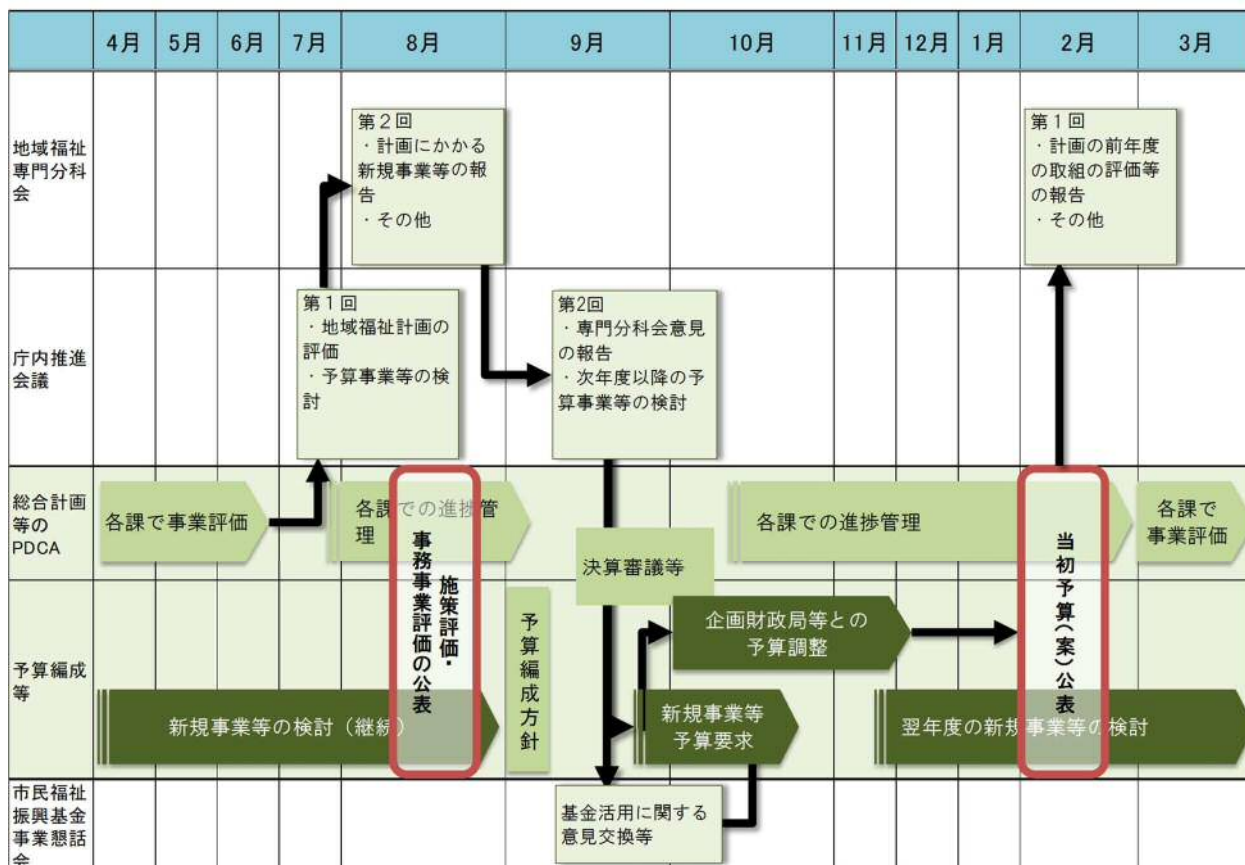
また、この地域福祉推進協議会の協議内容を具体化するために、「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議において、庁内関係各課が協議、検討を行っているほか、庁内関係部署の円滑な連携を図るとともに、関係各課が実施する対象者別の会議体での支援との調整も行っています。

VII. 計画の進捗評価(本編 P13)

1. 点検評価の考え方

- 地域福祉計画は、その性格から対象となる事業が広範囲にわたるとともに、各分野別の計画とも関連が強いので、計画の進行管理や評価等にあたっては、庁内関係部局で構成する「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議において、市が実施している施策評価等及び地域福祉計画で定めた各目標の進捗を図る指標をもとに評価、進行管理を行います。
- あわせて、尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会において、毎年、取組状況の評価等について報告を行い、意見を頂くなどの方法により、取組の妥当性の検証や必要な改善策、評価方法の見直し等について検討を行うほか、進捗状況を把握するために「『あまがさきし地域福祉計画』の評価・推進にかかる意識調査」を第4期計画期間中に実施します。

第4期「あまがさきし地域福祉計画」の進捗管理の流れ



2. 目標等一覧(本編 P6~13)

目標	展開方向	取り組み・方向性	基本目標ごとの目指す姿				展開方向ごとの代表的な目標数値			
			成果指標	R2時点	目標値 (R8)	目標値の説明	活動指標	R2時点	目標値 (R8)	目標値の説明
1 「ささえあい」を育む人づくり										
(1) 福祉学習の推進		①多様な手法による学びの推進 ②学びの情報発信の充実	地域活動(※)に参加している市民の割合							
(2) 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援		①マッチングの推進 ②地域福祉活動情報の提供の充実	※ 社会福祉協議会や自治会の活動、防犯・防災活動や交通安全活動、地域の美化・緑化活動、子育て支援(育児サークル、子どもの見守り、子ども会等)といった地域で行われるさまざまな活動	15.3%	28%	福祉学習の推進による「ささえあい」の意識の醸成を評価するため、アンケート調査で「地域活動に参加している」と回答した割合を増やします。	「ささえあい地域活動センター「むすぶ」とボランティアセンターにおける地域福祉活動へのマッチング数	176件	360件	活動希望者を地域福祉活動につないだ数を増やします。
(3) 地域福祉を推進する人材の育成		①地域にかかわる専門職の研修の充実					支援関係者と地域の活動者の相互理解のための研修開催数	—	12回	各支援機関や地域の関係者の連携、顔の見える関係の構築を図るための研修に取り組みます。
2 多様な主体の参画と協働による地域づくり										
(1) 地域を支えるネットワークづくり		①地域での話し合いの場づくり ②多様な主体による協働の取組の推進	「困りごとを抱えている人に気づいたら何らかの行動をする(ほっとかない)」と考えている人の割合	45.0%	70%	地域に潜在化しやすく、解決が困難な複雑・複合化した課題に気付いた場合の市民の「ほっとかない」意識の醸成を評価するため、アンケート調査で「助けや支援を必要とする人に気付いたらなんらかの対応をする(したい)」と回答した割合を増やします。	地域において新たな地域福祉活動を実施した団体数(延べ)	1080団体	1200団体	市社協と連携して支援を行うことで、新たな地域福祉活動に取り組む市民活動団体(既存団体を含む)を増やします。
(2) 地域の見守り・ささえあいの充実		①多様な見守り・ささえあいの推進 ②社会貢献活動の推進					要支援者等見守り活動地域数	48地区	75地区	すべての社会福祉連絡協議会圏域において「高齢者等見守り安心事業」等の見守り活動の実施を目指します。
3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり										
(1) 包括的・総合的な相談支援の充実		①うけとめ・つなげる相談支援の推進 ②就労・学習支援の充実 ③相談支援を担う人材の育成	支援において「スムーズに連携できている」と考えている支援関係者等の割合	民生児童委員 31.5% 保護司 24.2% 相談支援機関 7.7%	50%	民生児童委員や保護司、相談支援機関が、複雑・複合化した課題を抱えた世帯を他の支援機関や地域住民と連携し支援するときに、「困ったことはない」と回答した支援関係者等の割合を増やします。	支援会議におけるケース検討数	4件	60件	複雑・複合化した課題を抱えたケースの支援を検討するための会議の充実を図ります。
(2) 権利擁護の推進		①成年後見制度の利用促進 ②人権侵害防止や差別解消の推進 ③指導監査の充実					市長申立案件における受任調整の実施割合	15.8%	100%	市長申立案件において、専門職後見人も含めたすべての案件で受任調整を実施します。
(3) 情報・コミュニケーション支援の推進		①多様な手法による情報提供やコミュニケーション支援の充実					シニア情報ステーションの設置箇所数	150か所	210か所	薬局や診療所、スーパー等高齢者等が普段よく利用する場所に設置するシニア情報ステーションを活用し、相談窓口等の周知を図るために、設置箇所数を増やします。
(4) 要配慮者(災害時要援護者)支援の推進		①要配慮者避難支援の充実 ②地域防災力の向上	成年後見制度利用にあたり、申立てから決定までに時間がかかると考えている福祉事業者の割合	43.6%	22%	成年後見制度利用の市長申立から決定までの期間を短縮する取組を推進することで、「時間がかかる」と回答した福祉事業者を減らします。	個別避難計画の作成率	—	100%	避難行動要支援者のうち、災害リスクの高い地域にお住まいの方に対して、市が避難支援等関係者と連携し個別避難計画の作成に取り組みます。
(5) 安全・安心に暮らし取組の推進		①住宅確保要配慮者支援等の推進 ②地域での防犯対策等の推進					(再掲)支援会議におけるケース検討数	4件	60件	複雑・複合化した課題を抱えたケースの支援を検討するための会議の充実を図ります。

VIII. 計画策定の経過等(本編 P3)

1. 委員名簿

(1) 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(敬称略、区分ごとに五十音順)

区分	氏名	所属等	役職名	備考
委員	伊藤 嘉余子	大阪府立大学	教授	
	小川 京子	尼崎商工会議所	理事	令和3年6月21日まで
	荻田 藍子	兵庫県社会福祉協議会	福祉支援部長	
	奥西 栄介 ○	福井県立大学	教授	
	木下 隆志	兵庫県立大学大学院	教授	
	八田 昌樹	尼崎市医師会	会長	
	前田 崇博	大阪城南女子短期大学	教授	
	増田 宗隆	尼崎商工会議所	青年部専務理事	令和3年6月21日から
	松原 一郎 ◎	関西大学	名誉教授	
専門委員	高尾 絹代	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	理事長	
	西村 由美子	尼崎市民生児童委員協議会連合会	副会長	
	堀 洋子	尼崎市PTA連合会	書記	令和3年6月21日から
	山口 昇次	尼崎市社会福祉協議会	副理事長	
	山本 秀樹	関西国際大学	准教授	
	和田 季子	尼崎市PTA連合会	副会長	令和3年3月31日まで

◎会長 ○副会長

(2) 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会計画策定部会委員名簿

(敬称略、区分ごとに五十音順)

区分	氏名	所属等	役職名	備考
委員	荻田 藍子	兵庫県社会福祉協議会	福祉支援部長	
	前田 崇博 ◎	大阪城南女子短期大学	教授	
専門委員	高尾 絹代	尼崎市身体障害者連盟福祉協会	理事長	
	西村 由美子	尼崎市民生児童委員協議会連合会	副会長	
	堀 洋子	尼崎市PTA連合会	書記	令和3年6月21日から
	山口 昇次	尼崎市社会福祉協議会	副理事長	
	山本 秀樹 ○	関西国際大学	准教授	
	和田 季子	尼崎市PTA連合会	副会長	令和3年3月31日まで
特別委員	太田 吉彦	兵庫県弁護士会	弁護士	
	近藤 誠司	関西大学	准教授	
	濱田 英世	特定非営利活動法人やんちゃんこ	代表理事	
	林 瑞知子	尼崎市社会福祉協議会	事業推進グループ グループリーダー	
	頼末 拓也	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	センター長	

◎部会長 ○副部会長

2. 審議経過

	開催日	会議体	主な内容
令和2年度	8月31日	第1回 地域福祉専門分科会	・地域福祉計画改定の諮問について
	10月28日	第1回 計画策定部会	・計画策定部会の進め方等について ・計画策定の関連施策等について ・市民意識調査の概要について
	11月19日	第2回 計画策定部会	・計画策定の関連施策等について ・アンケート項目の審議
	12月16日	第3回 計画策定部会	・アンケート項目の審議 ・計画策定に関連する福祉計画について
	書面報告	第2回 地域福祉専門分科会	・第4期地域福祉計画の検討状況についての報告等
	3月30日	第1回 社会保障審議会	・地域福祉専門分科会における調査審議内容の報告等 ・「尼崎市の『地域共生社会』の実現に向けた包括的支援体制についての提言(案)」について
令和3年度	4月22日	第1回 社会保障審議会	・社会保障審議会の委員長・副委員長の選出について ・担当する専門分科会について
	5月20日	第4回 計画策定部会	・統計及びアンケートに基づく尼崎市の現状等について ・第3期地域福祉計画の評価指標の進捗状況について
	7月15日	第5回 計画策定部会	・第4期地域福祉計画の基本理念(案)について ・第4期地域福祉計画における取組・方向性(案)について
	7月29日	第6回 計画策定部会	・重層的支援体制整備事業について ・再犯防止推進の取組について ・成年後見制度利用促進の取組について
	8月30日	第1回 地域福祉専門分科会	・地域福祉専門分科会の会長・副会長の選出について ・第4期地域福祉計画の策定状況について
	10月13日	第7回 計画策定部会	・第4期地域福祉計画の取組と指標について ・第4期地域福祉計画(たたき台)について
	11月9日	第2回 地域福祉専門分科会	・第4期地域福祉計画素案について
	2月4日	第3回 地域福祉専門分科会	・第4期地域福祉計画の答申案について

IX. 諮問及び答申

1. 諮問書

尼 福 第 6 2 7 0 号
令和2年8月31日

諮 問 書

尼崎市社会保障審議会
委員長 松原 一郎 様

尼崎市長
稲村 和美

第4期「あまがさきし地域福祉計画」の策定について（諮問）

本市では、「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して」を基本理念として平成29年3月に第3期「あまがさきし地域福祉計画」を策定し、令和3年度までを計画期間として地域福祉の推進に取り組んでいます。

こうした中、今般、制度・分野ごとには解決できない課題や社会的孤立・社会的排除への対応、地域の「つながり」の希薄化などの課題に対応するために、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくといった地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正が行われました。

計画の策定にあたっては、社会福祉法の改正内容を踏まえるとともに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年施行）」や「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年施行）」に規定される各市町村計画としても位置付けることが望ましいとされています。

つきましては、これまでの取組を基礎としながら、幅広い分野のご意見を貴審議会より伺いたく、本計画の策定について諮問いたします。

以 上
(健康福祉局福祉部福祉課)

2. 答申書

尼 福 第 1450 号
令和 4 年 3 月 23 日

尼 崎 市 長
稲 村 和 美 様

尼崎市社会保障審議会
委員長 松原 一郎

あまがさきし地域福祉計画の改定について（答申）

令和 2 年 8 月 31 日付尼福第 6270 号で市長から諮問を受けました「あまがさきし地域福祉計画」の改定について、本審議会の地域福祉専門分科会及び計画素案を策定するため設置した計画策定部会において審議を重ね、このたび、審議内容がまとまりましたので、別冊のとおり答申いたします。

以 上

X. 用語集

- ICT(アイシーティー)** 6・11
Information and Communication Technology の略。情報通信技術。SNS やメール、チャットといったコミュニケーションツール等として活用されている。
- アウトリーチ** 4・5・10
支援に拒否的であったり、課題に気づいていない当事者に対して、支援機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。訪問支援。
- 尼崎市自治のまちづくり条例** 1
自治のまちづくりの基本理念や各主体の権利・責務、住民自治の推進に必要な事項を定めた条例。自分たちの地域をよりよくしていくのは、私たち一人ひとりだという自覚と行動、お互いを尊重し支え合うコミュニティ、市民の参画と協働、といった自治の力が育まれる地域づくりをめざすもの。
- 尼崎市人権文化いきづつまちづくり条例** 1
一人ひとりがかけがえない尊い存在であることが認められ、尊重される、人権文化いきづつまちづくりを進めていくことを目的とする条例。本市における人権文化いきづつまちづくりに関して、市、市民等、事業者のそれぞれの責務を明らかにするとともに、人権施策の策定や人権文化いきづつまちづくり計画の策定などの人権文化いきづつまちづくりの推進に関して必要な事項を定めているもの。
- 委託相談支援事業所** 4・5
障害のある人やその保護者・介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する相談支援機関。
- SNS(エヌエヌエス)** 11・12
Social Networking Service の略。登録した人同士が交流できるインターネット上の会員制サービス。
- NPO(エヌピーオー)** 2・4・14
Non-Profit Organization(非営利団体)の略。法人格の有無にかかわらず、営利を目的とせず、福祉、教育・文化、まちづくり、環境など様々な分野で社会貢献活動を行う団体の総称。
- 矯正施設** 4・13
刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘留所)、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の総称。
- 協働** 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
立場又は特性の異なる多様な主体が、目的及び課題を共有するとともに、お互いを尊重し、対等な立場に立つて、適切な役割及び責任の分担の下で連携すること。
- 権利擁護** 2・3・4・10
自己の権利を表明することが困難な認知症の高齢者や知的障害のある人等の代わりに、代理人等が権利を表明、代弁することにより、誰もが認められるべき社会的な権利を守ろうとすること。また、子どもの権利擁護については、子ども一人一人が権利の主体として独立した人格を有し、子どもの意思や意見を尊重するとともに、子どもの最善の利益を尊重すること。
- 高齢者等見守り安心事業** 9
高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、見守りを希望する高齢者等に対し、尼崎市社会福祉協議会が中心となり、社会福祉協議会会員や民生児童委員、老人クラブの会員など様々な方で構成する「見守り協力員」による定期的な訪問活動及び随時の外観等からの見守り活動を行う事業。
- 子どもの育ち支援センター「いくしあ」** 2・3・4・5・14・15
子どもや子育てに関して課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、様々な関係機関が連携しながら、切れ目なく継続的に支援を行う市の相談支援機関。
- 個別避難計画** 12
避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画(災害対策基本法第 49 条の 14)。

ささえあい地域活動センター「むすぶ」

7・14

地域住民の様々な相談対応や、地域活動の立ち上げ支援、地域活動の担い手の育成等を行い、住民同士がささえあう・助け合う地域づくりを進めるための窓口。尼崎市社会福祉協議会が市内6地区に設置している。

支え合いを育む人づくり支援事業

6

高校生や大学生が尼崎市内で活動する市民活動団体と協働し、市内をフィールドとして取り組む授業や研究活動等の費用の一部を補助する事業。この事業を通じて自分たちの学びが地域社会と繋がっていることに気づき学習意欲等を高めるとともに、様々な出会いと交流、地域の魅力発見にもつながることで、尼崎市に愛着をもち、地域に貢献する人材を育成することを目的とし、高校生、大学生の様々な学びの活動が市内に広がることにより、地域活動の活性化や新たな学びの創出につなげる。

参画

1・2・5・7・8・9・14

市政やまちづくりについて、意見や提案を行うことや具体的な行動を通じて、主体的に関わること。

自主防災会

12

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織。災害対策基本法第2条の2第2号においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。

シニア情報ステーション

12

インターネット等からの情報収集が困難な高齢者等のため、高齢者が普段よく訪れる身近な場所を位置づけたもの。パンフレットラックを設置し、目印となるステッカーを店頭に掲示している。パンフレットラックには市の高齢者向けパンフレット等を配置し、情報発信を行うとともに、何気ない会話等から気になった高齢者を市や地域包括支援センター等関係機関につなぐ役割がある。

社会福祉協議会

3・4・7・11・14・16

社会福祉法第109条に基づき、「地域福祉の推進」を目的に、全国の市区町村に設置されている非営利の民間団体。尼崎市社会福祉協議会では、地域住民が主体となり、ひとりでは解決できない福祉課題に取り組み、みんなが支え助けあひながら、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりをめざして活動している。

社会福祉法人

2・3・4・9・14・16

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁(法人の所在地等に応じ都道府県知事又は市長等)の認可を受けて設立される法人。

住宅確保要配慮者

2・13

住宅の確保に特に配慮を要する者。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び国土交通省令において、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、外国人、DV被害者、矯正施設退所者等が規定され、兵庫県住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画では、新婚世帯、児童養護施設等退所者、LGBT等がその範囲に追加されている。

生活困窮者

2・10

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(生活困窮者自立支援法第3条第1項)。ただし、現に経済的に困窮していなくても、社会的孤立の状態にあるために、失業や病気、家族の変化等生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至ってしまう危険性もはらんでいる状態にある人なども含まれる。

性的マイノリティ

13

性的少数者という意味で、性的指向(どのような性別の人を好きになるか)が異性愛でない人、または性自認(自分の性をどのように認識しているか)が戸籍上の性と異なる人たちなどの総称。

成年後見制度

2・3・4・11・15・16

認知症や障害などの理由で判断能力の十分でない人に代わって、家庭裁判所が選任した後見人等が財産を管理したり、介護などのサービスや施設入所に関する契約を結ぶなどの支援を行う制度。

ソーシャルインクルージョン

1

社会的包摂。2000(平成12)年12月8日厚生省(現・厚生労働省)の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書において、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」ことをソーシャルインクルージョンとしている。

多頭飼育問題	2・8
飼い主と動物と周辺の生活環境に大きな影響を与える不適切な多頭飼育に起因する問題。	
ダブルケア	2
晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者(世帯)が、親の介護も同時に担う状況。	
地域学校協働本部	6・7・8・9
地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を推進する体制として、幅広い地域住民や団体等の参画により形成された緩やかなネットワークのこと。	
地域情報共有サイト「あましえあ」	7・9・12
公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設、市民活動団体等の幅広い地域情報を掲載していくサイト。日々、情報の収集・調査を重ね、市民の皆様の活動や暮らしに役立つ情報を掲載。	
地域振興センター	4・7・11・14
市内6地区における協働のまちづくり及びコミュニティ推進の拠点として、地域課題の情報収集や各種コーディネートを行い、地域に必要な講座・事業を企画・実施するとともに、地域住民への情報提供や相談業務、様々な団体や市民活動グループへの活動支援等を行うために市が設置した組織。	
地域生活定着支援センター	4・10
矯正施設退所や起訴猶予処分等となった障害者や高齢者で、自立した生活を営むことが困難な者に対して、地域住民の一人として安定した環境で地域生活を送ることができるように、福祉関係者と連携して必要な福祉的支援に円滑につなぐための支援を行う機関。	
地域総合センター	4
地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚を図り、もって市民福祉の向上に寄与するためのコミュニティの拠点となる施設。	
地域福祉ネットワーク会議	8・14
6地区ごとに、地域の団体、専門機関や幅広い市民など多様な活動の主体が参画し、支援の必要な個別ケースや、地域全体で取り組むべき課題について共有、検討、解決を図る場。	
地域包括支援センター	4・5・7・11・14・15
公正・中立な立場から、地域における高齢者の①総合相談・支援 ②介護予防ケアマネジメント ③包括的・継続的ケアマネジメントを担う中核機関。本市では各日常生活圏域に2か所ずつ設置。	
特定非営利活動法人	
NPOのうち、平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。保健、医療、福祉の増進や、まちづくりの推進といった特定非営利活動を行う。	
ドメスティック・バイオレンス(DV)	8・15・16
Domestic Violenceの略。配偶者や恋人など親しい関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含まれる。DVと略することが多い。	
難病	15
原因不明、治療方法が未確立で、長期にわたり療養を必要とする疾病。	
南部・北部保健福祉センター	2・3・4・5・10・11・15
市内南北2か所に設置している、福祉や保健に関する各種相談や手続きを一体的に行う相談支援機関。主に、生活保護に関すること、障害者・児の相談に関すること、生活支援(婦人相談、養護老人ホーム等)、各種申請受付に関すること、しごとや暮らしに関すること、成年後見制度に関すること、保健に関すること、乳幼児健診等の業務を行っている。	
認知症	7・8・11
脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化によって日常生活に支障が生じる程度にまで記憶やものごとを認知する機能が低下した状態のこと。	

8050 問題(はちまるごーまる問題)

2・8・10

ひきこりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活困窮や社会的孤立、病気や介護等の問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

パブリックコメント

3

市政への参加機会を拡大させるなどのため、市が施策の立案過程において、施策の概要や趣旨、目的、背景等を広く公表し、市民等からの意見を求め、市民等から出された意見を考慮して施策を策定するとともに、その結果を公表するもの。本市においては、施策の立案過程の熟度が低い段階から意見を求めるなどの特徴がある。

ひきこもり

5・6・8・10・15

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6 カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態。

避難行動要支援者

12

要配慮者(災害時要援護者)のうち、「災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」(災害対策基本法第49条の10)をいう。尼崎市避難行動要支援者避難支援指針には、対象者の範囲を①要介護認定者(要介護3以上)、②身体障害者手帳を所持する者(1、2級)、③療育手帳を所持する者(療育手帳A)、④精神障害者保健福祉手帳を所持する者(1級)、⑤難病患者(特定医療費(指定難病)受給者等)、65歳以上のみ世帯(一人暮らし、夫婦等)、⑦上記以外で特に配慮を要する者(移動が困難な人、情報入手したり、発信したりすることが困難な人、急激な状況の変化に対応が困難な人、薬や医療装置が常に必要な人など)に該当する人と定められている。

避難行動要支援者名簿

12

市町村に作成が義務付けられ、地域防災計画に定める避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎となる名簿(災害対策基本法第49条の10)。

保護観察所

4・10

犯罪をした人や非行のある少年に対し、社会の中で更生するように、指導(指導監督)と支援(補導援護)を行う国の機関。保護観察は、保護観察所に配置される保護観察官と地域で活動する保護司(ボランティア)が協働して行う。

保護司

3・6・7・10・11・13

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときに、スムーズに社会生活を営めるよう釈放後の住居や就業先などの居住環境の調整や相談を行うなど、立ち直りを地域で支える無報酬のボランティアとして活動している。

民生児童委員

3・4・6・7・8・10・11・12・14

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねているため、尼崎市では民生児童委員と表記している。住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスにつないだり、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などを行う無報酬のボランティアとして活動している。

ヤングケアラー

2

法令上の定義はないが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。家族の介護等により勉強や友人と過ごす時間が十分に取れない、進路を諦めざるを得ないといった問題が生じている。また、当事者である子ども自身にとっては日常であることから、子ども自身や家族に「支援が必要」との自覚がないケースも多く、実態把握が難しいという問題もあり、そういった子どもの早期発見、適切な支援へのつながりが重要。

要配慮者(災害時要援護者)

2・8・9・12・13

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する人(災害対策基本法第8条、尼崎市地域防災計画)。

要保護児童

14

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが適当でないと認められる児童。

要保護児童対策地域協議会

14

児童福祉に関連する様々な機関の関係者で構成され、要保護児童の支援について必要な情報の共有や支援の内容に関する協議などを行うため、市町村が設置する協議会。

寄り添い弁護士

4

兵庫県弁護士会が実施している拘留所・刑務所や鑑別所・少年院を出た方の社会復帰支援のための制度。本人や矯正施設などからの要請で、弁護士が出所後の就労や住居確保支援や生活保護申請への同行、医療機関受診に向けた支援などを行う。弁護士には費用や報酬として、弁護士会から必要経費の一部が支給される。